

第五十一回 参議院地方行政委員会會議録第三十号

(四六七)

昭和四十一年六月二十三日(木曜日)

午前十一時四十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 岸田 幸雄君
理事 小林 武治君
加瀬 完君
原田 立君

委員

小柳 牧衛君
津島 文治君
天坊 裕彦君
中村喜四郎君
林田悠紀夫君
占部 秀男君
鈴木 壽君
林 虎雄君
松澤 兼人君
松本 賢一君

衆議院議員

修正案提出者 渡海元三郎君
修正案提出者 細谷 治嘉君

国務大臣

自治大臣 永山 忠則君

政府委員

自治省行政局長 佐久間 彌君
自治省財政局長 柴田 護君

事務局側

常任委員会専門員 鈴木 武君

本日の会議に付した案件

○地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方行政の改革に関する調査
(ILO八十七号条約関係改正国内法のタナ上げ部分の政令施行に関する件)

○委員長(岸田幸雄君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

地方公営企業法の一部を改正する法律案(閣法第一〇七号)を議題といたします。

まず、提案理由の説明を願います。永山自治大臣。

○国務大臣(永山忠則君) ただいま議題となりました地方公営企業法の一部を改正する法律案について、その提案理由とその内容の要旨を御説明申し上げます。

近年、地方公営企業は、国民生活水準の向上、地域開発の進展に伴い、事業量、事業数ともに急速な拡大発展を続けておりますが、一方その経営状況は悪化の一途をたどり、昭和三十九年度における累積赤字は、年間料金収入の二三%に当たる六百六十億円の巨額に達するに至っております。

地方公営企業の経営がこのように悪化した原因としては、人件費、資本費等のコストの増加、料金改定の遅延、経営合理化の不徹底等があげられますが、基本的には、企業の管理体制、給与制度、料金の決定方法等、現行の地方公営企業制度にも問題があると考えられるのであります。

したがって、今後地方公営企業が健全な発展を続けていくためには、その合理的、能率的運営が可能となるよう地方公営企業制度に所要の改善を加えるとともに、過去に生じた赤字を計画的に解消するための措置を講ずることが必要となった次第であります。

このため、地方公営企業制度調査会の答申の趣旨に基づいて、地方公営企業法に所要の改正を加えることとしたのであります。

次に、順を追って、この法律案の改正の概要について御説明申し上げます。

第一は、地方公営企業制度の改正についてであります。これは、地方公営企業の合理的、能率的な運営を確保し、その健全な発展をはかる見地から規定の改正を行なうものであります。

その一は、この法律の適用範囲の拡大であります。

地方公共団体の経営する水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業及びガス事業には、すべてこの法律を適用することとし、これらの事業とは性格を異にする病院事業につきましては、この法律の財務に関する規定のみを適用することとしたいたしました。なお、簡易水道事業はこの場合の水道事業には含まれないことを明確にいたしております。

その二は、管理者の地位の強化であります。

地方公営企業には、管理者を置くことといたしますが、大規模なもの以外はあえて専任の管理者を置く必要がない場合もありますので、政令で定める基準以下の企業には管理者を置かないことができることとしたいたしました。

管理者の権限につきましては、予算の原案を作成すること、管理者限りで契約を結ぶことができること、その権限に属する事務の一部を他の管理者に委任する場合に地方公共団体の長の同意を要しないこととする等、その権限を強化し、管理者が自主的に企業の運営を行なうことができるようにいたしました。なお、管理者の権限を強化することに伴い、かつ、広く人材を求め得るよう、その身分は特別職とし、任期は四年といたしました。

その三は、企業会計と一般会計等との経費の負担区分の明確化であります。

め、地方公営企業に要する経費のうち、その性質上経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び企業の性質上経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難な経費は、地方公共団体の一般会計等において負担するものとすし、これらの経費以外の経費につきましては、企業自体においてまかなうこととしたいたしました。

その四は、財務制度の改善であります。

地方公営企業の料金につきましては、能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるとでなければならぬこととしたいたしました。

次に、地方公営企業の予算につきましては、地方公共団体の一般会計の予算と異なり、毎事業年度の業務の予定量及びこれに関する収入、支出の大纲を定めるものであることを明らかにいたしました。

また、地方公営企業の出納を取り扱う金融機関につきましては、管理者が地方公共団体の長の同意を得て指定するものとし、監査委員は、地方公営企業の公金の収納または支払いの事務について金融機関を監査することができることとしたいたしました。

なお、地方公営企業の用に供する資産のうち、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定めるものの取得及び処分につきましては、従来、個別に議会の議決を得ることとされていたのでありますが、これも毎事業年度の予算に含めて一括して議会の承認を得ることとしたいたしました。

その五は、職員給与制度の合理化であります。

地方公営企業の職員の給与につきましては、その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等、職務の内容と責任に応ずるものであり、か

つ、職員の発揮した能力が十分に反映されるものでなければならぬものとする。その決定にあたっては、同種の国及び地方公共団体の職員並びに民間企業の従事者の給与を考慮し、かつ、その地方公営企業の経営成績を考慮しなければならぬものとした。

その六は、企業団制度の確立であります。

地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合につきましては、企業の経営を能率的かつ機動的に行なうことができるようにするため、次の改正を行なうことといたしました。

まず、地方公営企業を経営するための一部事務組合の名称を企業団とするともに、企業団の管理者として企業長を置き、企業長の権限は企業長が行なうことといたしました。

企業長は、規約で別段の定めをしない限り、企業団を組織する地方公共団体の長が共同して任命するものとし、企業長の任期、資格要件等、その身分取り扱いにつきましては、企業の管理者とほぼ同様の取り扱いとするものとした。

企業団の監査委員につきましては、その定数は二人または一人とし、企業長が企業団の議会の同意を得て事業の経営管理について専門の知識経験を有する者の中から任命するものとした。

企業団の議会の議員の定数につきましては、十五人をこえることができないものとし、経過措置として、法律施行後四年間は、従前の定数によることができるものとした。

以上のほか、地方公営企業制度につきまして所要の改正を行なうことといたしております。

第二は、地方公営企業の財政再建についてであります。

まず、再建対象事業は、昭和三十九年度において赤字を有する水道事業建設にあたって国庫補助を受けていない工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業、ガス事業及び病院事業の八事業といたしました。これらの企業を経営する地方公共団体は、議会の議決を経

ておむね五年度以内に赤字を解消することを内容とする財政再建計画を定め、自治大臣の承認を受けて財政再建を行なうことができることとしたしております。

次に、再建企業に対する国の財政援助措置としましては、財政再建債の発行を認めるとともに、その利子に対し年六分五厘をこえる部分について利子補給を行なうこととするほか、企業債の償還の繰り延べ等の措置について配慮することとしたしております。

なお、企業の健全な経営を担保するため、政令で定める年度以降の年度においては、赤字の企業は財政再建を行なう場合でなければ企業債を起すことができないことといたしております。

また、昭和四十年年度以降の年度において赤字を有する企業につきましても、財政再建を促進する必要があるため、これらの企業が財政の再建を行なう場合には、財政再建債及びこれに対する利子補給に関する規定を除き、財政再建に関する諸規定を準用することといたしております。

以上のほか、企業の財政再建につきましては、地方財政再建促進特別措置法の相当規定を準用することといたしております。

以上が地方公営企業法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(岸田幸雄君) 本法律案は、衆議院において修正議決されておりますので、衆議院修正部分について説明を願います。渡海元三郎君。

○衆議院議員(渡海元三郎君) ただいま議題となつております内閣提出にかかる地方公営企業法の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正の趣旨及びその内容について御説明申し上げます。

御承知のとおり、内閣提出の法案は、地方公営企業の健全な発展をはかるため、地方公営企業制度に所要の改正を加えるとともに、過去に生じた赤字を計画的に解消するための財政再建措置を講

じようとするものでありますが、この際、財政再建債に対する国の利子補給の拡大、償還年限の延長等、地方公営企業に対する国の財政援助措置を強化するとともに、職員の給与並びに赤字企業に対する自治大臣の財政再建勧告権及び企業債の制限に関する規定等に所要の修正を行なうこととしたのであります。

以上が本法案について修正を行なった趣旨であります。

次に、修正のおもな内容について御説明いたします。

その一は、地方公営企業に対する国の財政援助措置を強化したこととあります。

すなわち、国は、地方公営企業の健全な運営を確保するため必要があるときは、法令の範囲内において資金事情の許す限り、企業債の償還、借入かえ等につき特別の配慮をすることとした。また、財政再建債の対象となる赤字は、政府案におきましては、昭和三十九年度末の赤字としておりましたが、これを昭和四十年年度末の赤字とし、当該財政再建債に対する国の利子補給につきましても、政府案では、年六分五厘をこえるものについて年一分五厘を限度とするものとしておりましたが、これを年三分五厘をこえるものとして、政令で定める基準により、年四分五厘を限度として利子補給するとともに、財政再建期間及び財政再建債の償還年限につきましても、政府案のおおむね五年度をおおむね七年度に延長することとした。

その二は、給与等に関する規定の修正であります。すなわち、給与の改正に関する政府案は、企業の職員の給与は、職員の発揮した能力が十分に反映され、かつ給与の決定にあたっては生計費並びに同一または類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与を加えて当該地方公営企業の経営の状況を考慮して定めなければならないとしておりましたが、給与の決定にあたってはこれら以外の諸要素をも総合的に考慮す

る必要があると認められますので、当該地方公営企業の経営の状況のみならず、その他の事情も考慮しなければならないものとする。また、「能力が十分に反映されなければならない」という字句を「能力が十分に考慮されなければならない」と修正いたしました。また、赤字企業の財政再建策は、これを長期的に見る必要がある。法律で一律に強制することは好ましくないとの見地から、自治大臣が赤字企業を経営する地方公共団体に対し財政の再建を行なうよう勧告することができるよう規定及び財政の再建を行なわない赤字企業に対する企業債の制限に関する規定を削除いたしました。

その他、適当な準備期間を置く趣旨から、地方公営企業の組織、財務等に関する規定の施行期日を政府案の昭和四十一年十月一日を昭和四十二年一月一日とすることといたしました。

以上が修正の趣旨及びその内容の概要であります。何とぞ御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(岸田幸雄君) 次に、補足説明を願います。柴田財政局長。

○政府委員(柴田財政局長) 地方公営企業法の一部を改正する法律案につきまして、条を追いまして補足して御説明を申し上げます。便宜上お手元にお配りいたしております新旧対照表をごらん願いたいと存じます。

第一条の改正は、再建に関する規定を入れましたことに伴います。字句の修正であります。

第二条は、法律の適用を受ける企業の範囲に關し、水道事業以下一定の事業につきましては当然適用といたしました。また、簡易水道事業につきましては、従来から含まれていないという解釈でございましたが、条文をもってこれを明確化したいたしました。また、病院事業につきましては、財務に關します規定だけをこれを当然に適用することとい

第四條の改正規定は、地方公営企業の設置に関する基本規定でございしますが、従来は「基本計画を定めるもの」とされておりましたが、むしろ地方自治法第二百四十四條の二の規定の趣旨に沿ひまして、公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項につきましては、公の施設として条例で定めることといたしました。

第五條の二は、国の行政機関の長の業務執行に關しまする義務規定であります。この規定は、地方公營企業が健全に運営されますように国が各種の業務に關しまする処分その他の事務の執行については、そういう方向によつて行なわなければならないという規定を置きまして、国の協力を求めることとしたのでございます。

第七條は、管理者の設置に關しする規定であります。長と管理者の關係を従来の扱いと變へてまいりましたことに伴ひまして条文を整理いたしました。なお政令で定める地方公營企業につきましてもは管理者を置かないこととしたしました。これは非常に企業の規模が大きくなっております。これは非常な企業の規模が大きくなつておりますものにつぎましては管理者を必置にいたしました。企業の規模がそう大きな規模に達していなないもの等につぎましては、むしろ管理者は長が管理者の任務を遂行することが適當と考えたからであります。政令で予定いたしておりますのは、職員數と給水能力あるいは車両數等によりまして、相當大規模と考えられますものに限定したいと考えてあります。

第八條は、管理者の地位及び権限に関する規定であります。これは「基本計画案を作成すること。」は、公営企業の設置の条例の中においてきめることとしたことに伴ひまして、これを落としております。その他はそれぞれ条文整理をいたしております。

第九條は、管理者の担任する事務でございます。第三号の改正は、従来の予算の扱い方を企業者の性格に伴いますものに変容いたしましたこと、管理者の地位権限を強化いたしましたことに伴ひまして、管理者は予算の原案をつくるということにいたしました。また、予算に関する説明書につきましては、予算の実施計画というのが新しい予算の中身となりますので、説明書というようにして、字句を整理いたしました。六号、九号、十三号、それぞれの改正規定は、それぞれ従来の規定の解釈の明確化等をはかったものでございます。

第十一条及び第十二条の改正規定は、管理者の資格要件を規定をいたしましたことに伴いまして、従来の就職及び在職の禁止の規定が不要になりますので、削除いたしました。

第十三条は、管理者の代理及び委任に関する規定でありますが、管理者に対する機動性を付与する意味合いから、管理者に事故があったとき、それから管理者が欠けたときは、管理者が長の同意を得てあらかじめきめる、指定する上席の職員が当然にその職務を行なうということにいたしました。代理者が欠けたことによりまして業務が滞滞することのないようにいたしましたのであります。

第十五条の改正規定は、補助職員に關します規定であります。従來補助職員につきましては、一般の者と幹部の者との扱いを異にいたしておりましたが、これを統一いたしましたことに伴ひまする字句の整理でございます。

第十六条は、管理者と地方公共団体の長との関係の規定でございます。管理者の地位の変容に伴

いまして、従来の長の指揮監督というものを指示に改めました。その指示を受ける場合につきましては、住民の福祉に重大な影響がある公営企業の業務の執行に關しその福祉を確保するために必要があるとき、またはほかの機関に属します事務の執行とその企業の業務の執行との間に調整をはかる必要があるとき、というふうに限定をいたしました。

第十七条は、財務に関する特別会計の設置の規定でございます。政令で定めるところによつて条
例で二つ以上の事業を通じて一つの特別会計を設
けることができるという規定を置きました。政令
で定めることというのを加えたわけでございま
すが、これは乱に流れないように基準を定めよう
とするものであります。たとえば軌道事業、自動
車運送事業、地方鉄道事業あるいは水道事業等
を考へております。

第十十条の二は、経費の負担区分の規定でござい
ます。地方公営企業の公共性と経済性との調和
をはかりますために、地方公営企業の中で一般
会計で負担させるもの、あるいは他の特別会計に
おいて負担させるもの、そのことが適当と考えら
れますものについては、政令でこれを明確化いた
しまして、企業の負担に帰属せしめられるものに
つきましては、その企業内部の収支でもってこれ

を完結しめるといふ態度をとつたのであります。政令で予定いたしておりますものは、たとえば水道事業で申し上げますと、消火せんの設置、管路、その他水道を消防用に使うための経費、あるいは交通事業でございますれば、地下または高架の高速鉄道への転換のための軌道撤去の経費、病院事業等につきましては看護婦養成所、伝染病、救急医療、集団検診、医療相談等、保健衛生行政の一部として行なわれます事務に要する経費、また法第十七条第一号、第二号該当のものといいたしましては、地下鉄等の建設事業の一部あるいは不採算地区病院付属の僻地診療所等に要する経費等を予定いたしております。

第十七条の三の規定は補助の規定でございま

す。従来の規定をそのまま置いておりますが、負担区分の規定との関係は、負担区分の原則規定をきめましたほかにも、特別の事由によって補助をする必要がある場合もございますので、この規定を存置いたしました。

第十八条は、条文の整理でございます。第十八条も同様でございます。

第二十一条は、料金に關します規定でございますが、料金につきましては、従来の規定がやや不明確でございましたので、これを明確化いたしました。公正妥當なものでなければならぬこと、また、能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるとでなければならぬという規定を置きました。

第二十四条は、予算に關します規定でございます。企業予算は企業活動の目標を設定するという意味を持っているという意味合いから、従来のもに、さらに業務の予定量、これを企業予算の中身としたのでございます。

第二十五条は、予算の考え方を変えましたことに伴いまする字句の整理であります。

第二十六条、第二十七条、それぞれこまかい字句の整理を行なっておりますが、いずれも整理でいぢります。

それから二十七条の二、公金収納等の監査、それから決算の監査に關します規定等、それぞれから自治法の改正に伴いますものとの調整、それからこまかい字句の整理をいたしております。

三十三条の二に、公金の徴収または収納の委託の規定をいたしました。これは経営の合理化を推進する意味で、それぞれ公金の徴収または収納委託を私人に委託することができるといたしました。政令で定めることとしておりますのは、料金の払い込み、その他の会計上の取り扱い規定を予定をいたしております。現在施行令の十六条の二第三項以下の規定を予定をいたしております。

第三十四条は、職員の賠償責任に関する規

定であります。原則自治法と同じでございますが、ただ、組織及び業務の特殊性によりまして、額の決定は管理者がやる、責任免除は条例で定めるのか、管理者が決定をして不服がある場合には、長に審査請求をするといったような公営企業の特異性から読みかえ規定を置いております。

第三十四条の二は、条文整理でございます。

第四章の職員的身分取り扱いの確保に關する規定は、第三十六条、第三十七条、それぞれ条文の整理でございます。

第三十八条は給与に關する規定でございますが、従来給与に關する規定は必ずしも明確でございせん。解釈上各般の疑義が出てきたので、疑義を明確にする意味におきまして規定を明記いたしました。この分につきましては、先ほど御説明がございましたように衆議院で修正がなされております。

第三十九条は、地方公務員法の適用除外でございますが、条文整理でございます。

第三十九条の二以下は、一部事務組合の合理化に關する改正規定でございますが、公営企業に關する一部事務組合をむしろ企業団という呼び名にいたしまして、企業団の管理者は企業長と呼ぶ、つまり管理者を置かないことを原則といたします。また議会議決に關しては、その企業の機動性を強めますために定員を十五人というように制限をいたしました。ただし、これらにつきましてはいづれも暫定規定を置きまして、混乱を避ける配慮をいたしております。

第六章雜則のところは、第四十条の規定は、自治法の適用除外の規定でございますが、契約、それから、財産の取得、処分につきましては、それぞれ自治法の適用を排除いたしております。財産の取得、処分につきましては、重要なものは予算を通じて議会の審議を経ることとしたしております。

第四十条の二は条文整理でございます。
第四十条の三も条文整理でございます。

第四十二条は、地方公共企業体に關する規定でございますが、地方公営企業制度調査会の答申にもございせん、公営企業を間接経営でもって遂行することが望ましいといったような答申もございまして、間接経営方式の一つとして、地方公共企業体を設けることができるという根拠条文を置いたのでございます。

第七章は財政再建の規定でございます。新しく加えたものでございます。大体は一般会計におきます、普通会計におきます地方財政再建促進特別措置法の規定に準拠をいたしておりますが、適用企業につきましては、補助を受けて行ないます工業用水は再建から一応除外いたしております。それは補助を受けず工業用水につきましては、他の企業とは取り扱いを異にしておりまして、補助金を含め負担区分のあり方等につきましては基本的な問題が残っておりますので、一応保留という形にいたしました。三十九年度末において赤字を持っております企業については財政再建計画を立て、これを執行することを条件として財政再建債を認めるということでございます。この点は先ほど御説明がございましたように、三十九年度末が四十年年度末に衆議院で修正をされ、財政再建計画の期間は、おおむね五年度と予定いたしておりますが、これを七年度に修正をいたしました。

第四十四条は、再建計画の承認の規定、四十五条は財政再建債、いづれも普通会計におきます財政再建と同じような規定でございます。

第四十六条は償還に關する規定でございます。

第四十七条は利子補給の規定でございます。これも先ほど御説明がございましたように修正をいたしております。

第四十八条は、企業債の償還繰り延べ等に關する規定であります。公営企業債の特性に基づきまして、再建団体につきましては企業債の償還の繰り延べ等、財政の再建を促進する措置について配慮をするという規定を置いたのであります。

第四十九条は、四十年年度以降において赤字を生

じた場合におきますいわゆる準用再建の規定であります。趣旨は一般財政再建と同じようなやり方でもって財政再建を行なう。ただし、これには再建債の許可と利子補給はございません。これも普通会計の場合と同じであります。

第五十条は、赤字企業の企業債の制限規定でございますが、これは修正をされております。

第五十一条は、地方財政再建促進特別措置法の準用規定でございます。再建計画の公表、あるいは計画の承認通知、各省の協力義務、あるいは国の負担金の場合、負担金についての自治大臣への通知あるいは議会の再議、再建債の協議、それから結果の報告とか、あるいは公表等に關する規定、それから再建計画に沿った運営がなされない場合におきましては、予算のうち多額にのぼる部分の執行停止等の措置要求、それからそれを怠った場合の利子補給の停止等の条文でございます。附則は、それぞれこれに關連いたしまする混乱を避けますために必要な規定を置いたわけであります。施行は、再建関係の規定は公布の日から。管理者、企業団等組織に關する規定は十月一日から。予算に關するものは四十二年の四月一日、つまり四十二年度から。それから適用範囲、負担区分、決算等に關する改正規定は、四十二年の四月一日から施行することを予定をいたしております。

以上簡単でございますが、補足説明を終わらしていただきます。
○委員長(岸田幸雄君) それでは、午後一時半まで休憩いたします。
午後二時二十分休憩
午後二時三十分開会

○委員長(岸田幸雄君) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。
ILO八十七号条約関係改正国内法のタナ上げ部分の政令施行に關する件を議題といたします。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○占部秀男君 この問題について、自治省のほうで施行通達なども出たようでありますから、二、三お尋ねをしたいと思います。

まず、大臣にお尋ねをしたいと思います。それは、十三日の総会で出されました公務員制度審議会の答申につきましては、相当問題点もあり、疑義があると思っております。第一、この審議会は三者構成であるわけですが、あの答申が出されたときには、この総会にはもう労働者側委員は、総評だけでなく、同盟会議のほうも、労働者側委員というのは全部これは六人とも全く出席しない、いわゆる不参加のまま議決されたものであつて、これは非常に正常な答申とはわれわれは考えられない。また、特にこの未施行規定の部分については、たとえば職員団体の構成であるとか、あるいは登録制度については、この答申の中の審議の経過という第一の条項にも、幾らか触れて討議されたということがありますけれども、一体、問題の在籍専従の制度のこと、あるいは管理職の範囲のこと、あるいは交渉手続などについては、議事録で明らかにならずに、審議しないまま、未審議のまま、施行はやむを得ない、かような答申が出されておるわけでありまして、こういう点の疑点、あるいはまた今度の答申が、公務員の労働基本権の中の一基基礎である団結権、争議権などについて触れられていない、全然未審議のまままで答申されておる。こういうふうないろいろな疑義があるわけですが、きょうは率直に言つて時間の限定もあり、当面、いまの緊急の問題について私もお聞きしたいと思つたので、こういう点については、きょうはひとつ触れないことにして、またの機会にひとつ詳しく聞きたいと思つた。

そこできょうは、十四日に出された政令ですね、この政令の中で、御存じのように、六月の十四日に施行する部分と、在籍専従などのように十二月十四日まで施行する分とあるわけでありまして、いづれにしても、政令の施行にあたっては審議会の答申である未施行規定の取り扱いに關する意見、こういうものが結論として答申されてお

るわけでありまして、この答申を尊重して、この政令の施行にあたってはいろいろな行政指導、あるいはまた措置をすべきである、かように私は思うのですが、大臣はこの審議会の答申の意見について尊重することだとは思いますが、一応尊重するかどうかの見解を聞いておきたいと思

います。

○国務大臣(永山忠則君) 答申を尊重してやる考

えでございませう。

○占部秀男君 そこで、先ほど言いましたように、今度の答申は、第一に「審議の経過」、第二に「審議の内容」、これは労働者側委員と政府側委員と、公益委員とのいろいろの問題点についての意見の内容が書かれ、第三には、「未施行規定の取扱いに関する意見」と、この三つに分かれておるわけでありまして、第一、第二の問題は、確認しておきたい事項が相当あるのですが、きょうは触れません。一番大事な、当面の問題として大事なのは、第三の未施行規定の取扱いに関する意見、この意見についての自治省の取扱い方、これが一番大事だと思ひますので、この点についてひとつお伺いしたいと思ひますが、もちろん全体とし、いま大臣も、答申は尊重するというのでありますから、これはもうもちろんこの意見については尊重し、この意見に従った方向で今度の未施行規定の施行について、自治省のほうとして、何といひますか、行政的な方針といひますか、あるいは指導といひますか、いろいろな措置をしてもらへる、かように私は考えるのですが、その点

はよろしくございませう。

○国務大臣(永山忠則君) 未施行規定の關係につ

きまして、審議会の意見を十分尊重していき

たいと思ひます。

○占部秀男君 そこで、私は具体的に今度の問題

点について、たとえば管理職の範囲の問題、ある

いは団体交渉の問題、あるいは登録の問題等、具

体的に五つ、六つの点をお聞きしたいと思ひま

す、この点は大臣の御答弁をいただく一番け

こうなものですけれども、やはり技術的な問題があ

りますので、もし大臣の御答弁をいただければ、佐久間局長の御答弁でもけっこうであります、いすれにしても、その点はさつちのほうにおまかせしてお願ひしたいと思ひます。

そこで、第一にお伺ひしたいことは、在籍専従

について問題であります、この答申に、

「未施行規定の取扱いに関する意見のうち(1)、

(2)、(3)とありますが、第(3)の項に「在籍専従制度

に関する規定について」ということについて、審

議会としての意見がここに述べられております。

で、この意見には、「在籍専従制度に関する規定

については、実情の把握が十分でなく、かつ、そ

の適用に二年間の猶予期間があることからい

て、この際は、その施行を一応見合わせるのが妥

当であると思はれる。」、こういうように述べてお

るわけでありませう。ところが、これを受けて今度の

政令では、一応施行期日を区分した中で、在籍専

従の問題は、先ほど私言いましたように、六月十

四日に施行する分と、十二月十四日までに施行す

る分と分けて、それであつた分の中に在籍専従を

入れておる。こういうような扱い方になっておる

わけでありませう。その意味では、一応審議会の意

見というものは、この際、施行を一応見合わせる

のが妥当である、この審議会の意見というものが

入られたかに見えるのでありますけれども、

しかし政令の内容をよく見てみると、そうでもない

わけでありませう。というのは、十二月の十四日

までに施行すると、きまらなくても施行する、答

申があつた場合には、その答申を基礎にして施行

するのだと、こういうことになっておるわけであ

りますから、かりに審議会が今後開かれて、在籍

専従の問題を討議したとしても、審議したとして

も、政府側の委員が、労働者側の主張に対して

ノー、ノー、ノーと、これは言い続ければ、十二

月の十四日には当然現状、この法のままで施行さ

れる。これは必然的に施行されると、こういうこ

とになるので、これはわれわれの考え方からい

えば、たな上げでなくて、単に時期を十二月の十四

日まで延期したと変わりがなく、かようにわれ

われは考えられるわけでありませう。

そこで、この問題をほんとうに解決するため

は、答申にも書かれておりますように、この審議

会の答申には、未施行規定の当否に関する審議

会の意見は、後日なるべくすみやかに逐次答申す

る予定であるから念のためと、こういうような在

籍専従の問題についても、必ず答申するから、念

のためというような意見が述べられておるわけ

でありますから、したがって、大臣としては、自治

省としては、政府としてはと言つてもいいのです

が、すみやかに審議会を再開して、在籍専従の

問題について十二月の十四日までに答申を必ず得

ると、こういうように措置すべきであると思は

れますが、この点はいかがでございませう。

○政府委員(佐久間君) その点は、先生のお

っしゃいますように私も考えております。

○占部秀男君 そこで、その審議の方向の問題な

んであります、先ほど申しましたように、こ

の期限つきで、もういっば首を絞められた中でこ

の審議が行なわれる、こういうことでありませう

から、したがって、この審議の方向については、相

当政府側としても慎重に考えてもらわなければな

らない。そうしなければ、この政令でたな上げさ

れた理由といひます、たな上げされた効果が少

しも、少しもというわけではないけれども、ほと

んどないような結果が生まれてくるのじやない

かと思ひます。というのは、今度のこの答申

の第一の「審議の内容」の中で、この未施行規定の

分についての在籍専従の問題についての労働者側

と政府側の意見というものを書いてありますもの

を見ますと、労働者側の委員は、在籍専従制度の

内容は、労使の交渉によつて定めるべきものであ

る。したがって、在籍専従制度についての未施行

規定は不当であつて、法律をもつて画一的に規律

すべきものではない、こういう意見を出してい

る。ところが使用者側のほうは、同じこの問題に

ついて、在籍専従は全廃してしまふべきものであ

るけれども、わが国の職員団体の実情等にかんが

みて、一定の制限を設けてこれを認める、これが

いいのだ、いわゆる改正法のそのままだが、こ

ういうふうな意見が全く対立しているわけ

です。これをこのままだにしておいたのでは、先

ほど申しましたように、首を絞められた中で改正案

そのものが押しつけられる、こういう結果になる

わけでありませう。

そこで私は、この問題については、大臣や局長

はもうもちろん御存じであります、四十年でし

たか、いわゆる社会党の河野現副委員長と自民党

の当時の労働部会長の会長でありましたか、ILO

問題の調査会長でありました倉石さん、これによ

つて両党間の、いわゆる倉石・河野案という妥協が

一時できた。この妥協の中では、三年ごとに専従

の更新ができ、従来の例により、所屬長の承認が

あれば引き続いて更新できるように行政措置をす

ることを確認して、いわゆる約束事項として確認

しているわけなんです。また、ドライバー

委員会の、いわゆるドライバー勧告、これは例の

調査団のドライバー勧告にも、この問題について

はこういうような勧告が両者に行なわれているわ

けです。本委員会は、現在三年間に制限されてい

る在籍専従役員に与えられる法定の許可の期間

を、一般的合意によつて延長し得るようにつき

である。——一般的合意というのは、結局労働者

側と政府側との交渉の合意、こういうことだろ

うと思ひますが、延長し得るようにつきであ

つて、公務員制度審議会はこの方向で何らかの満

足のいく解決を検討すべきことを勧告する、こ

うことになっておるわけなんです。

これは結局倉石案というものをまあ認めたとい

うのじやなくて、その基礎の上に立つて、結局更

新できる、こういう点を考えて、こういうことを

勧告しているわけなんです。したがって、政府の改

正案によると、これは更新できない、こういうこ

事になるわけなんです。この点については、せ

めてこの線まででも、更新できる線まででも、倉

石案程度の線、あるいはドライバー委員会の勧告

の線、この線まででも政府側として歩み寄った答

申の結論を出さなければ、この問題は解決できな

い。労働者側と政府側とはまっこうから対立しているのですから、やはりドライヤー委員会の勧告なり、あるいはまた、この倉石要協案なる確認事項といえますか、この線に沿ってやるように、政府側委員の審議の方向を定めるべきであると、方向づけるべきだと、かように考えるんですが、この点は自治省としてはいかがでございますか。

○政府委員(佐久間彌君) 在籍専従の検討の方向といたしまして、御指摘ございました点は、一つの貴重な御意見と存じます。ただこの問題は、公務員制度審議会で御審議をいただいている最中でございますので、政府としては審議会の答申を待つて措置をしたい、かような考えでございます。

○占部秀男君 いまの局長のお考え、御答弁はです、筋としては私はそのとおりだと思ふ、筋としてはそのとおりである。だから、私は決してそれを否定はしない。ただ問題は内容の問題なんです。つまり、先ほど申しましたように、政府側委員と労働者側委員とがまっこうから対立してある。そういう実態にあるわけですから、そこでその実態を乗り切っていくためには、労働者側委員が政府側の現在施行された改正案をのむか、あるいはまた政府側委員が、まずドライヤー勧告、あるいはまた倉石案のようなところ、あるいはそれに近いところまで後退——後退というか、譲るか、どっちかしなければ、この問題は決着がつかないわけですね。そこで、政府側の委員の、こういう問題についての考え方をまとめる場合には、自治省は自治省として、やはり政府側の意見の中に、自治省の意見を入れるわけでありまして、そのときにはそういう方向で何らかのこの決着点を見出すように、まあ私は率直に言つて、きょうここで大臣なり、あるいは行政局長から、そうするといい切ることではない事情はよくわかつておりますから、そういう面についてはひとつ努力をしてもいいか、かように考えるのですが、この点大臣いかがでございますか。

○國務大臣(永山忠則君) 公益委員会を中心として、労使の間に良識的な結論を見出されることを

期待をいたしておるのでございますが、自治省といたしましては、御意見の点もひとつ考慮に入れて、検討したいと思つております。

○占部秀男君 それでは次の問題に移りたいと思ひます。それは交渉団体に関する問題であります。二十一日の日に自治省から「地方公務員法の一部を改正する法律の施行について」という通知が行政局長名で都道府県知事あてに出されておるわけでありまして、これは施行通達ですね、施行通達が出されておるわけでありまして、この施行通達を見ますと、その第三項で「職員団体との交渉」という項目がありまして、その中で登録団体の場合は別でありまして、登録を受けない職員団体についての交渉の問題が書かれておるわけですね。いわゆる非登録団体ですね、交渉の問題が書かれておる。これを見ますと、「地方公共団体の当局が、これと交渉することが職員の勤務条件の維持改善のために望ましい」と判断するときは、これらの職員団体と交渉することができるとあることに注意されたい。こういう指導がこの文面の中に行なわれているわけでありまして、これは、非登録団体と交渉してもいいんだということ、そのこと自体については、われわれはもちろん賛成であり、その方向がILO八十七号条約、あるいは九十八号ですが、その趣旨に沿うものであるということ、は、われわれも認めるわけです。ただ内容は、こういう書き方をしておるのですけれども、この内容は、今度の地方公務員制度審議会の答申の意見を受けてこれはやったものであると、私は考えておるわけでありまして、というのは、この「未施行規定の取り扱いに関する意見」の中の第一、「職員団体の構成及び登録に関する規定について」意見が述べられた中で、この審議会は、こういうことを言つておるのです。登録されない職員団体が当局に交渉を求めた場合においても、実質上、合理的な理由がない限り、当局側が恣意的にその求めを拒むべきでないことを、これを強く主張しておるわけなんです。したがって、この自治省が出

されたいわゆる「地方公共団体の当局が、これと交渉することが職員の勤務条件の維持改善のために望ましい」と判断するときは、これらの職員団体と交渉することができるとあることに注意されたい。こういう指導の内容といたしまして、いま言った答申の意見の内容として持つものであるのか、かように私は考えるのでありますが、この点はいかがでございますか。

○政府委員(佐久間彌君) 通達にうたいましたのは、先生の御質問のとおり、この法律には登録を受けた職員団体の交渉に関する規定をいたしておる。その中で、登録を受けない職員団体についてはどうなのか、こういうような御質問が国会審議の過程におきましてもしばしばあったわけでございます。また、おそらく一般の地方の関係者におきまして、そういう質問があるかと思ひます。この点につきましては、登録を受けない職員団体でありまして、交渉能力を持ていないのだという趣旨を施行通達に明らかにしておきたい。と、こういうのがこの趣旨でございます。したがって、この答申の(1)のところも、表現は変わっておりますけれども、そういう観点から書きましたわけでございます。この規定の今度運用に当たりますと、答申に書いてありますように、実際上の配慮をしていくことにつきましまして、私も、私どももそのとおりにつきましまして、この次第でございます。

○占部秀男君 いまの局長の明快な御答弁で、この問題は割り切ることができるわけですね。けれども、ただ私は、なぜこういうことをお聞きしたかという、この自治省の通達には、いま言ったように「職員の勤務条件の維持改善のために望ましい」と判断するときは、と、こういうことを使つておるわけでありまして、これは悪意にとつて裏を返すと、当局側の主観的な判断だけで望ましいと思ふないときは、交渉しなくてもいいのだと、こういうように誤解される余地が十分にあると私は思ふのです。この点についてはドライヤー委員会勧告では、御存じのようにこうなっております。

す。本委員会は、登録の範囲、または少なくとも登録団体と非登録団体との間に存する交渉権の範囲に関する差異を除去することをさらに考慮すべきものと勧告すると、こういうふうにドライヤー委員会でも言つておるのでありますから、私の考えによれば、むしろこの部分は、この審議会の答申の内容、意見の内容そのまゝを忠実に文章化してあらうと、誤解がなかったんではないかと、結局これは非常に、われわれは使われるほうの側の立場に立つものだから、幾らかひがんでおるかもしれませんが、当局に故意に悪用される心配はないか、こういうふうには思ふわけですね。そういうような意味合いからこの通達がさらに同じ項目の中で、「なお、従来、各地方公共団体において定められていた「職員団体の交渉に関する条例」は、改正法の施行に伴い、廃止すべきものであると、申し添える。」、こういうふうなことも申し添えられてあるわけですから、従来の団体交渉の条例は廃止すべきであると、こういうふうなわけですから、なおさらにこの点については心配がふえるわけですね。

そこで、行政指導にあたつては、答申の意見の内容と同一趣旨であるということをお自治省の側として徹底していただきたい、かように思ふのですが、この点はよろしくございませうか。

○政府委員(佐久間彌君) 指導にあたつては、お話をうな心組みでやりたいと思ひます。

○占部秀男君 なおこの場合に、登録を受けない団体とは何か、こういう問題があるいは具体的に起こってくるかもしれないですが、一応その問題を明確にしておきたいと思ふのですが、たとえば市役所なら市役所で、一般職が大部分、一般職の組合員がたかさんだ。そこにわずかに四、五十人の水道職員がいて、これが一緒の組合をつくつた。いわゆる混合団体といふんです。こういうものは、この場合における非登録の団体に該当するのじゃないか。あるいはまた東京都の場合に、一般職の組合と交通の組合と、水道の組合、これは地方公営企業の組合ですが、公企労のほうです

が、これは市労連なり、都労連というか、各地で市労連をつくる、こういうような場合とか、いろいろ形はあると思うのでありますが、同一の地方団体の職員がいずれにしても結集したこの職員団体、これは登録はかりにできなくとも、これは非登録団体として職員団体の交渉という通達の中に該当するものである、かようにわれわれは考えるわけでありすが、この点はいかがでありますか。

なお、地方公務員と一部国家公務員が一緒になつてゐる場合もあると思う。たとえば労働関係です、あるいはまた社会保険関係、陸運関係、いろいろありますね。これが一緒になつた場合に、同じような意味で非登録団体として一応交渉には移すことができるのだと、登録団体の交渉じゃありませんよ、いわゆる非登録団体についてここに当たるものであるというふうに私は理解しておるのですが、その点はいかがでございますか。

○政府委員(佐久間) 法律の概念からいいますと、職員団体ということばにつきましては改正法で定義がございす。その定義に当てはまらない、また地方公務員の構成をしております団体もございす。そこでこの職員団体と申しますのは、職員が主体性を持ってその勤務条件の維持改善をはかることを目的にして組織する団体でございす。それで、ここでいってあります職員は一般職員をさしておるわけでございますから、地方公営企業関係の職員は含まれていないわけでございます。公営企業関係の職員は、これは労働組合をつくらんと、こういうたてまえになつております。

そこで、職員団体と労働組合とが一つの連合体をつくるという、その連合体は、この法律でいう職員団体にはならないわけでございます。ただその公営企業関係の職員が別に労働組合をつくらないで、一般職員のつくつてゐる職員団体の中にごく少数入つてゐるという場合には、これは職員団体といつていいわけでございます。ただその

場合には、登録は職員団体は受けられない、こういうふうなことになるわけでございます。

したが、いま先生のおっしゃいました中で、一般職員が主体で水道職員などが、公企職員が若干入つておるというふうな職員団体であれば、それは登録を受けない職員団体という中に入ると思ひますし、それから職員団体と労働組合とで構成してゐる連合組織というものは、一つの労働者団体ではありますけれども、法律でいう職員団体ではない。したがって、まあ私も、これは法律の施行通達でありますから、法律的に観念をいたしておるものでありますから、ここで言つておる登録を受けない職員団体というものは、そういうものは入らないと、かように考へておるわけでございます。

そこで、その次に、それでは職員団体に入らない都労連のようなものについてはどうかということでございますが、これも国会の御審議の過程でいろいろ質疑応答があつたところでございすが、そういうものについても団体の結成は自由でございす。それから、それらのものが交渉能力を持つてゐることも法律で認められてゐるところでございす。しかし、そういうものは、地方公務員法でいう職員団体ではありせんから、これらのものと交渉に当たつて、どういふ当局との間で交渉を持つかというところは、それぞれ双方の話し合いによると申します。慣行によると申しますか、そういうことにならうかと思つてございす。

○占部秀男君 前者の場合は、いま局長言われたところで明確なんです、なお後者の市労連、都労連の連合体の場合ですね、一般職と公企の労働関係、これはどうする、そういう連合体を結成することは、事実上これは自由があるから、したがって東京都なり大阪府なりというふうな当局と交渉すること、両方が合意すれば、交渉しても決して差しつかえないのだ、こういうふうに解していい、こういうわけですか。

○政府委員(佐久間) さうでございます。○占部秀男君 次に、交渉の手續の問題について

お伺いしたいと思うのですが、今度施行された、いわゆる未施行規定を含んだこの地方公務員法の改正は、これは言うまでもなくILO八十七号条約の批准に伴う国内法の改正であることは、これは明らかです。一体ILO条約は、その批准をすににあたつては、従来の労働慣行や国内法規あるいはまた裁定の事実、あるいは地方公務員にはいゆる労働協約がないわけでありすが、協約事項、こういうものは現行のものを、批准したからといって下つてはならないといふことは、ILO憲章の中にはっきりと出てゐることは御存じのとおりです。そこで施行についての通達の中で

「改正法においては、交渉の手續等に関する規定の整備がなされたが、これは交渉における秩序を確保し、よき労働慣行の確立に資することを目的とするものであるから、その趣旨を体して運用にあたられたい。」、こういうふうな指導が書かれておるわけでありすが、結局、これはつづめて言へば、従来の慣行に大幅な変更は来たさえないのだ、運営面においては、ということの意味してそういう指導を行なうとするのだと、こういうふうには私は考へるのですが、この点はいかがでございますか。ちよつとその前に、局長、問題がだいふ複雑微妙な点がありますから、回りくどく言いますけれども、その点はひとつ勘弁していただきます。

○政府委員(佐久間) 交渉手續に関する規定は、これは従来条例でできておつたものが多いわけでございますが、国家公務員については人事院規則で定められたものでございすが、今回これを法律に規定することが、交渉における秩序を確保して、よき労働慣行の確立に資するゆゑんであろう、こういうことで法定をいたした次第でございす。でありますから、ここに書かれてありますことは、従来のよき労働慣行としてすでに行なわれておることばかりであらうと思ひます。民間の労働組合におきましても、別段法律に明文はございません。このようないことが大体労働慣行として行なわれておると思つてございす。

したが、いまして、この規定につきましては、先生のおっしゃいますようなお気持ちで、従来のでき上がつておるよき労働慣行というものを別段否認するものじやないという趣旨にもむしる合致しているのじやなからうか、かように考へておる次第でございます。

○占部秀男君 そうして、このよき労働慣行にもいろいろと方があるわけですね。これはやはり従来のよき慣行といふものを制約しないような方向でひとつ運用をはかつてもらいたい、かように思ふのですが、この点はいかがなものでしょうか。

○政府委員(佐久間) そういふ心組みでまいりたいと存じます。

○占部秀男君 なお、この交渉の手續について、交渉の対象といふことは、交渉の問題の中に、法律では、管理運営の事項は交渉の対象とすることはできないというふうな交渉の内容を新たに制約した問題があつて、それが今度の未施行規定の事項の中に一つの問題としてあるわけですね。事実この管理運営の事項といつても、これは非常に広いのです、内容は非常に広い。この中には、職員の身分であるとか、あるいは職員の給与、賃金であるとか、あるいは職員の勤務状況、いわゆる労働条件に関するこの事項も相当あるわけなんです。したがって、先ほど申しました倉石・河野の合意案といふことが、妥協案、これには確認事項として、管理運営に関する事項であつたとして、労働条件に関する事項については交渉事項の対象とするのを、このお互いの話し合いの議事録の中で確認をいひ、これを両党間で、国会の中で具体化していこう、こういうことがあつたことは、佐久間局長も御存じのとおりだと思ひます。た、このドライヤー勧告でもこの点については、「本委員会は、「管理及び運営」に関する事項と団体交渉の対象とするところのことができる事項とを区別する境界線を実際上どこに引くべきかについて、より良き了解に達するよう努めることを勧告する。」

こういう勧告が出てゐるわけですが、今度のこの施行通達では、この点についてだらうと思つて

すが、こういう文章が指導として書かれているわけですが、この交渉の際に「これらの規定を形式的に理解し、職員団体の交渉を不当に制限することがないよう、あわせて配慮されたい。」、こういう点が出ておるのですが、結局この書かれている意味は、管理あるいはまた運営の事項であっても、事直接の労働条件に関する事項については、これはやはり交渉の対象となり得る場合があるのだ、こういう点を、これはもう内容として暗示するか指示するか、これは方向づけるといふか、そういうふうにしていくのじゃないかと思うのですが、この点についての御見解はいかがですか。

○政府委員(佐久間重君) 管理運営事項でありまして、それが勤務条件に關係する面があるものがあることはお話のとおりでございます。で、そういうものにつきましては、勤務条件に關係する限りにおいて、やはり交渉事項になるというふうな理解をいたしております。

それからなお、通達の中で、「これらの規定を形式的に理解し、」云々ということを書きましたのは、公務員制度審議会の答申の中にも指摘されている文句でございますが、これは特に管理運営事項の解釈をめぐってということ念頭に置いたわけではございませんで、実は自治労の諸君など意見の交換をしております際に出た話でございますが、当局が非常識に人数とか時間を制限をして、それによって結局交渉を拒絶しようというふうな運用も行なわれる懸念もあるというふうなお話も承ったいたしましたので、そういうようなことにこの規定を運用するということはこれはいかぬということで、ような気持ちで書き置いた次第でございます。

○占部秀男君 いまの前の問題については、局長の御答弁で明確になったわけですが、あととの問題で、結局この文章の意味するところは、たとえ交渉の問題については、交渉を打ち切ることがある場合があるわけですね。そういうような場合においては、やり方によっては職員団体の交渉権を非常に弱める結果になる。そこで当局と

しては、この非常に恣意的判断で一方向的に制約することがないようにやはり気をつけていかなければならぬ、こういう点を一つの例ですが強調された、かように解していいわけでございますか。

○政府委員(佐久間重君) これも法律の規定は、お読みになったとおりでございますが、やはりこういう規定を書きました趣旨も、交渉における秩序を確保して、より労働慣行の確立に資するという趣旨でございますから、そういう趣旨を体して、お互いに良識をもってその辺の運用に当たってもらいたい、こういうことでございます。

○占部秀男君 これは念を入れたのは、いま局長がさっき言われた自治労の方との話し合いの中で、そういう点については特にひとつ留意して、指導もはつきりとしていただきたい、かように思うわけですね。

そこで、この交渉の問題についてはこのくらいで打ち切って、次に登録制度の問題についてお伺いを、二、三したいと思うのですが、自治省が出された施行通達の第1、第2の2で職員団体の登録という問題を書いておるわけですが、読んでみますと職員団体の登録の申請に関する事項だけであって、登録に伴う法人格の問題は未解決のまま置かれておると、かように私は読んで考えるわけですね。この点について審議会の未施行規定の取り扱いに関するこの答申では、「登録されたい職員団体も法人格を取得することができるよう、に政府においてすみやかに検討すべきである」と強く希望をする、こういう意見が述べられておりますし、それからドライヤー勧告でも、本委員会全国の労働組合団体が法人格を享有し得るよう法律の改正を考慮すべきであると勧告をするのと、かようにはっきりと勧告が出ておるわけですね。そこで登録をされないからといって、職員団体に法人格を認めないということになるという、ILO八十七号条約の第七条に私は違反するということばいいか、もとよりということばいいか、わかりませんが、いずれにしても違反する

結果となることは私は明確であると思うのです。そこで登録されない団体にも法人格を取得することができるよう、すみやかに政府としては今後検討して法律改正をすべきであると私は考えるのですが、この点についての自治省の見解を承りたいと思います。

○政府委員(佐久間重君) 登録されない職員団体にも法人格を取得できるようにすべきでないかという御意見が、公務員制度審議会の審議過程におきましても相当出たように承っております。この点につきましては、答申の中にも御指摘のように希望が述べられておりますので、政府におきましても、よく検討をしてみたいものと、かように考えておるわけでございます。

○占部秀男君 この点について特に大臣なり局長なりにお願したいのは、各県市町村の単位の組合は、登録すると、これは法人格を得るわけですね。ところが、これが集合した全国団体、たとえば自治労であるとか、あるいは日教組であるとか、いろいろな組合がありますが、これはいわゆる登録団体ではないわけで、そのために法人格は得られない。そのために全国の職員が集まってたとえば会館をつくる、あるいは厚生施設をつくる。いろいろ福利厚生面の面も含めて組合としてやる。ところが、このやることが、法人としての登録ができないので、御存じのとおり非常に支障を来しておる。そのために職員の労働関係がゆがめられておる一面があるわけですね。ひとつ日本の健全な労働運動を発達させるために、早くこの問題の決着をつけるように努力をしていただきたいと思ひます。この点は先ほど御答弁いただきましたから、希望だけ申し上げておきたいと思ひます。

なお、この登録の問題について次にお伺いしたいのは、切りかえについてなのでありますが、これが非常に実は問題点があるわけでありまして、というのは、これは私が言うまでもないのですが、国家公務員の場合は、法が施行されて後一年間は余裕期間があるわけですね。ところが地方公務員の

場合は三ヶ月以内に切りかえを完了しなければならぬ、こういうことになっておる。ところで管理職の人事院の指定、これが指定がありますと、これに基づいて各地方の人事委員会あるいは公平委員会がその点についての指定をし、その結果、指定ではっきりと管理職その他が分離すると、明確に線がなると、それから後に規約の変更だとか、あるいはまた改組のいろいろな措置の問題をとっていかねければならない、こういう具体的な手続の問題になってくるわけですね。

そうすると、私がついに、二日前に聞いた話では、人事院の管理職指定はおそらく今月の末、二十七日か八日ごろ出るだろうといわれておりますが、これが出ますと、これに従って各都道府県の人事委員会、市町村の公平委員会が、一応法には管理職の範囲をきめろというふうになきまっておりますから、そこでこれをきめて、早くても七月の半ば、おそくなると七月一ぱい私がかかるところです。それから今度は組合が、いまこの改正法に定められた規定に従った手続で規約の改正を行ない、公示をしたり、組合員が討議をする、あるいは直接無記名投票、役員の場合も、役員を公示し、立候補させて、これを締め切る、これには一ヶ月か一ヶ月半は必要である。その上に組合員が討議したり、無記名投票をする、そういう非常に入り組んだ登録の切りかえについての手續問題があるわけですね。これを実行していくと、これはとうとう九月の十四日、三ヶ月という九月の十四日ですが、九月の十四日では、これはどう計算しても、物理的にもう不可能である、かようにわれわれはどうしても考えられてならない。この点については、無理に私たちがこれをあまり引き延ばそうというふうな組合のやり方をする、それはいかぬけれども、そうではない場合は、この問題についてはやはり弾力性を持ってもらいたいと思ひます。というのは、未施行規定の取り扱いに関する審議会の答申の意見でも、こう書かれておるわけですね。「職員団体の登録の切替えにあたっては、無用の混乱を生じないように配慮

すること、「おそろくこういう部面も考えられて配慮が行なわれていると思うのです。

ところで、これは法律事項になっておりますから、簡単に考えただけで曲げられない点もあるかとは思いますが、運営の扱いとしては何らかの措置をやはりしてもらわないと、実際上物理的にできないということになると、その結果はどうなるかという、せっかく登録したいという団体も、これは非登録の団体になると、専従問題もまた起こってくる。これはもう一つの連鎖反応で、いろいろな問題が起こるわけですから、したがって、そういう点については弾力のある運用の措置を適宜にひとつとってもらいたいと思うのですが、この点はいかがですか。

○政府委員(佐久間重君) 初めにちょっと御説明申し上げておきたいと思いますが、国家公務員が一年で、地方公務員が三カ月の余裕期間だということに法律がなっております趣旨でございますが、国家公務員は人事院だけが登録機関でございます。人事院が千数百にわたる職員団体の登録事務を扱わなければならないので、一年くらいはどうしても必要なんじゃないかろうかと思いが、地方公務員の場合は各人事委員会、公平委員会が登録機関でございますから、一人人事委員会が登録機関でございますから、二つ三つくらいでございます。普通は、一つという場合が多いわけでございます。したがって、これは三カ月で切りかえができるということで、差ができておるわけでございます。

そこで、地方公務員の場合の三カ月の期間でございますが、これは法律にきちんと書かれておる期間でございますから、私どもが法律を無視して運用するということも、これはできませんので、しかし、御心配になられますように、この登録の切りかえに無用な混乱が生じて期間内にできないというような事態が生じては困りますので、その辺の手の扱いの上におきましては、この期間内にスムーズに登録の切りかえが行ない得るように

手続上の扱いの上では十分ひとつ配慮していきたい、かように考えておるわけでございます。

○占部秀男君 時間がないので、その答弁、あとまた別の機会にいたします。

で、次は、これはまあ管理職の範囲についての問題ですが、この施行の規定では、施行通達では、「管理職員の範囲を定める規則(参考例)」これを送付するので、この決定にあたってはこれを参照されたい、こういうふうに言われておるのです。この参考例といいますが、これはいつごろ送付されるものであるか、また、その内容は大概に言って、府県の場合、あるいは市の場合、町村の場合、どの程度のところにその線を置くか、え方でいま作業をされておるか、そういう点をひとつ伺いたいと思います。

○政府委員(佐久間重君) 管理職の範囲についての参考例でございますが、これもできるだけ早く実はこの通達と一緒に出したおつもりでございます。しかし、先生のお話にもございましたように、人事院の作業がだいぶおくれおるようでございます。それで、内容的に国家公務員の扱いとの振り合いも見て慎重を期するほうが適当な措置であろう、かように考えましたので、一応私どもとしてはある程度の案は固めておるわけでございますが、これを地方へ連絡いたしますのは、国家公務員のはうの人事院の作業とにらみ合わせて時期をきめたい、かように考えております。それから、現在一応固めております案の大きな考え方ということでございますが、府県の場合におきましては本庁では部長、次長、課長、これはもう当然管理職になる。それから課長補佐も原則的には管理職に入る。ただ、課長補佐が数名あります場合に、事務の分掌の上で、労働関係と申しますか、人事関係につきまして権限を持っていない、たとえばもっぱら技術だけの権限しかないというような課長補佐がございましたならば、それは管理職の範囲から除くということでござい

ます。それからなお、人事課、あるいは秘書課、庶務課等で、いわゆる職員団体に関する機密の関

係の仕事を買っているようなもの、これは係長、また必要によつては係長でない一般の職員も管理職に含めるといふ考えをいたしております。それから府県の出先でございますが、これも出先機関の長は原則として管理職に入る。出先機関は規模が大小区々でございますので、非常に小さいような、職員数もごくわずかなような場合におきましては、人事関係も直接本庁で扱っているという

例もございまして、そういうものにつきましましては、人事委員会においてよく実態を検討いたしまして、出先機関の長でありましても管理職に入らないという場合もあり得ると思ひます。それから、出先機関の、たとえば地方事務所なんかの場合には、さらに次長とか課長というような者も入る。課長なんかについても、これは一律にまいりませんから、いま申しましたように、その権限の実態を見まして、人事委員会が、課長であっても除くという場合もあり得ると思ひます。それから市町村の場合でございますが、市の場合についても、これも規模が小さきままでございするが、普通の標準的な場合を考えてみますという

と、部長、課長というものは管理職に入る。課長補佐、係長というものは管理職に入らない。府県の場合に申しましたようなことに準じて考えていく。それから町村におきましては、これはまあ課長制をとっているところは、課長は管理職に原則として入るであろう。それから、そのほか人事、文書、秘書、あるいは庶務というような仕事をやっている者は、係長、あるいはそれ以下の者までというようなことを考えております。それから市町村の出先であります、これも大小区々であります、相当大きいものは、その長は当然管理職になると思ひますが、ごく二、三人ぐらいの職員しかいないような出先の場合におきましては、これについてはやはり公平委員会が権限の配分と実態を検討した上で管理職から除く場合もあるという

ような考え方をいたしております。

○林虎雄君 ちよつと関連して。いまの管理職の範囲ですけれども、いまのお答えによれば、参考

例も出て、大体の標準というものは出ると思ひますけれども、しかし、府県の場合人事委員会、あるいは市町村の場合は公平委員会の判断の余地というものはかなりあると考えてよろしいのか。それとも、結果的には全国——都道府県あるいは市町村というものは画一的になることの結果になるのか。そういうことを期待しているのか。その点どうなんですか。

○政府委員(佐久間重君) 管理職の範囲は、職制や権限の分配に基づきまして、管理、監督の地位にあるかどうか、機密の事務を扱っているかどうかというところで客観的に定められるべきものでございす。ただ、具体の認定になりますと、人事委員会、公平委員会の権限になるわけでございます。そこで、そういうふうな理論的に客観的に本来定められるべき筋合いのものでございするから、でき上りました姿は、同様な団体におきまして、同じような内容の職務につきましましては、大体同様な判断がなされるということが、これは当然であると思うのでございす。したがって、私どものほうの示す参考例も、これは一つの参考でございます。別段これによつて全国画一的に規制をしようという考えは毛頭ございせんけれども、大体これは客観的な妥当性のあるものではなからうか。現在御承知のように、すでに労働組合法に基づきまして、地公労なり三公社なりについてはできておるわけでございますけれども、そういうものも十分参考にいたしましたし、なお申しつけ加えておきたいことは、実は人事委員会や公平委員会も、昨年改正法が成立いたしましたから、早速自分たちがこの問題に取り組まなければいかぬということで非常に関心を持って、連合会ではしばしばお互いの研究会をやっております。そして、お互いの思想統一もはかかってきております。そういう席上に私どもの担当官も出席をいたしまして、いろいろそれらの御意見も伺ってきておりますし、また、関係の職員団体の方々の御意見も伺つたりしております、まあ私どものほうでお示しする参考例は、そういう皆さん方の

御意見も十分伺った上でつくっておりますので、その点につきましては、客観的に相当妥当性のあるものと御批判をいただけるのではなからうかと信じております。

○林虎雄君 もう一点だけ。その参考例なるものは、大体いつごろ都道府県へ送付することになる予定ですか。

○政府委員(佐久間彌君) 私どもの手元では、大体いま申しましたような関係機関なり関係職員団体の方々の御意見も承り終わって、検討も終わっております。ただ、先ほど申し上げましたように、国家公務員の扱いとの振り合いを見てさらにもう一度見直すということでも慎重を期したいと思っておりますので、人事院の作業が終わる時期をにらみ合わせてこちらのほうも地方に出すということに考えております。

○占部秀男君 私もその点を聞きたいと思つたのですが、いま局長から、参考例で画一的に押さえるとは思っていないのだと、こういう御答弁があったわけですね。そこで私は具体的にお伺いするのですが、それならば人事委員会規則あるいは公平委員会規則というものは、管理職の範囲についての基準を定めて、それで個々の認定についてはやはり労使の協議したというような点を組み入れるとか、参考とするとか、資料とするとか、そういうような扱い方が行なわれても、これは別に違法でもなければ、また自治省の方針と違反する、こういうふうには言い切れないと思うのですが、そういう点はいかがですか。

○政府委員(佐久間彌君) これは法律の規定で、管理職員等の範囲は人事委員会規則または公平委員会規則で定められておりまして、先生のおっしゃいますように、基準を定めるようにしたかどうか、こういう倉石問題点の案もありましたが、それらも検討されました上で、基準ではない、範囲をそのものずばり人事委員会規則、公平委員会規則で定めるのだ、こういうことで法律が成立をいたしました経過がございますので、私

どもとしてはさような解釈をいたしておる次第でございます。

○占部秀男君 しつこいようですが、そうすると、ずばりそのものは人事委員会規則、公平委員会の規則で定めるのだ、しかし、そのきめ方は必ずしも参考例に画一的に縛られなくてもいいのだと、こういうふうにとつていいわけですね。

○政府委員(佐久間彌君) それはそのとおりでございます。

○占部秀男君 そこで私は問題があるのは、いま局長が言われた線の引き方の問題なんです、これは時間がありませんから簡単に私申し上げますが、いつでしたか、日にちを言えばいいのですけれども、この前のILOの特別委員会ときに衆議院の質問の中で、管理職の範囲の線の引き方については、労組法第二条とか、あそこにいわれる民間の引き方がある、これにならってやるのだという答弁が行なわれておるわけですね。ところが、地方公務員の団体——日教組もそうですが、地方公務員の団体の場合は、昭和二十五年の地公法が御存じのようにできるまで、それまでは労働組合であった。地公法ができて初めてこれがいわゆる地公法上の職員団体になった。そのときに登録がえを今日と同じようにやったわけですね。登録がえという登録をしたわけですね。人事委員会に登録をしなればつまり認められない、非登録団体になるのだ、そこで登録をした。そのときに、この管理職の範囲の基準をどうするかという問題が出て、その当時は、地方公務員法そのものが人事行政についての規定を中心として規定した法律であつて、やはりこの任命権というものを中心にこの管理、監督ということばを考えなければならぬ。そこで、それを考える場合には、地公法の任命の章がありますね、あそこには、長が上級の地方公務員に委任できる、こういうことがあつて、しかも、あなたのほうから出された昭和二十七年ですか、行政実例ですか、この復委任はできないという、こういう行政実例を出されておるのですね。そういうことから関連をして、当時

課長までは、これはやっぱり任命権者の委任を受ける、その管理、監督の者じゃないか。しかし、課長以下の、課長補佐がその当時あったかどうか知りませんが、課長補佐、その当時は係長と言ったかもしれない。これはもう復委任の問題になつてくるので、いわゆる任命権のこの委任された責任者という範囲には入っていないということ、課長以下は全部と言つていいほど組合員であつたまま認定の書類をみんなもらつておるわけですね。これは各組合にその当時の認定の書類があるから、これはつきりするわけなんです。今度は私は、この線の引き方については、特に審議会の答申では、職務の実態を十分に把握して慎重に行なうということが書かれてあつて、これを尊重するたてまえからいへば、いま言った実態的なもので、課長で線を引いておる。これは本省関係、まあ本局関係と言つてもいい。やはりこの実態に即してこういう問題の基準をとつてもらうようにしないと、その当時の考え方と今日の考え方との間にズレが出てきておる。そのズレは低い形のズレである。で、ILO条約ができて、従来の慣行あるいは線の引き方、これを下がつてはならないということがあると条約の憲章で出ておるのですから、そういう点については、もう一度ひとつこれを再検討してもらいたいと思うのです、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(佐久間彌君) 地方公務員法制定当時のいろいろ御事情、お話がございましたが、地方公務員法におきましては、従来管理職と一般職員と区別をして、管理職は一般職員の職員団体に入れない、こういう規定がございまして、したもので、今日で申しますれば、管理職に該当する者も職員団体に自由に入りができたわけでございます。今回は法律の規定で、管理職は一般職員の組織する職員団体には加入できない、こういうことになりましたので、管理職の範囲をあらためて検討する必要が出てきたわけでございます。そこでも管理職の範囲をきめるにつきますのでございしますが、ただいまこの任命権の委任の問題がござ

いしましたが、むろん任命権を委任されるような職は当然管理職でございますけれども、いわゆる管理、監督の地位にある職務というものはそれよりもっと広いものであるというふうに理解をいたしております。で、その場合に、一応の参考の先例となりますのは、労働組合法の規定でございます。規定の趣旨から申しますと、大体同じ考え方であつていいのじゃないか、そして現に公務員関係のものにつきましても、公務法、地公法の適用を受ける職員につきましてはその考え方でも管理職の範囲を相当詳細にきめられておるわけでございます。したがうして、私どももそういう先例を十分参考にしてまいりたい、かように考えておる次第でございます。むろん、それらと違つて職務の実態もあるわけでございますし、さらに、地方団体によりましていろいろバラエティーがあるわけでございますから、職務の実態を十分検討した上できめていくという趣旨は御指摘のとおりでございます。

○占部秀男君 いま局長が言われたように、改正前にも地方公務員法には管理職、非管理職という分け方がなかったことは事実です。しかし、労組法から地公法上の登録団体になったときには、事実上の問題として管理職は入れないようになつてしまふ、あれはたしか佐久間さん具体的に御存じだと思ふのですが、入れないことにしようじゃないかということ、労組法の二条に基づいて引き方をした、こういう事実があるのであります。その事実のときに課長のところで線を引いたという実態があるわけですね。その実態をばくは言っているんです。ですから、そういう実態というものは、これはいわゆる既得権ですね。いわゆる慣行というのか既得権というのか、そういう問題があるのだから、やはりILO批准の問題とかからんで、そういう実態的な既得権を下げないようになつておるのとは全然違うじゃないか、こういうふうには私は考えたから言つたんですが、この点は、時間があるから言つたんですが、この点は、時間があるから言つたんですが、ひとつもう一べん検討してみてもいいと思ひます。

最後に、もう時間がないので、私は、給与を受
けながら活動できる範囲が、あなたの出された、
自治省の出された職員団体の通達の中の職員団体
のための職員の行為の制限、この中に二つの条件
しかない。一つは、適法な交渉の期間、一つは休
日、有給休暇、休職の場合で、ということだ
けなんですけれども、これでは実際は動きがとれ
ないですよ。というのは、たとえばこの今度の改
正法に従って登録をしようということは法で命じ
ておる、改正法で命じておる。その登録をする場
合に、たとえば大会なり中央委員会なり議決機関
を経なければならぬ、あるいはさき申しまし
たように規約の問題、役員の問題について無記名
投票をしなければならぬ、そういうふうないろ
いろな組合活動がこの法の規定に従って必然的
に行なわれるんですね。そういうような場合に、こ
れはみんな給与のカットの条項にこれが入って
くるわけなんです。投票といつても、簡単に十分や二十
分で投票できるものじゃない。千人、二千人とい
う組合員がいま、やはり、これに投票させる
には相当の期間が要る。おそらくいま三十分以上
これが上司の命令を、何といふか、あれがなく
てやればこれは勤務をしなければならぬという条
例がありますから、これにひかかって賃金カッ
トの場合も出てくる公算があるわけなんです。す
から、この問題は私は決して広くは考えないです
けれども、やはり一定の基準を置いて、これ以外
にこの任命権者が、たとえばこれはまあ法の規定
する組合活動として必要である、こういうよう
に認めたような場合に、これは範囲は、基準はきめて
いいますよ。たとえば議決機関に出席するとか、あ
るいは投票入れるとか、そういうふうなきめてあ
るのだから、そういう場合にはやはり賃金カッ
トしないようにしてもらわねと、せっかく地方公務
員法の改正が行なわれても、実態的には組合は動
けない、こういう事態が起こるのですから、これ
は答弁は、そのことについて答弁要りません、時
間がないですから。検討はひとつしてもらいたい
と思ひますが、その点はいかがですか。

○政府委員(佐久間重君) この職員団体のための
行為の制限の問題でございますが、これは考え方
といたしましては、これも労働組合法の二条二項
でございますか、ありますが、使用者の職員団
体、労働組合に対する経理援助の範囲の問題とし
て、一つの先例がございます。労使双方が自主運
営というたてまえから考えてみますと、やはりこ
こは一つのけじめはつけておく必要があると思
うのでございます。それで従来とも地方公共団体
の一般の場合におきましては、交渉の場合は別で
ございまして、そのほか組合大会に出席
をするというふうな場合も賃金カッ
トをしない、たてまえとして
は、そういうふうにはなっていないかと思
うのでございます。おそらく年次有給休暇を使
う際問題としてはカットはしないのだという
ことではなかったかと思ひます。そこで、
今回は法律の改正でそういう賃金カッ
トをしない場合を条項で明確に定めなければならぬとい
うことになりましたので、この問題が起こ
るわけではございません。私どもの考え方
は、さき申しましたような考え方で、国家公務員の場合にお
きまして、従来も人事院規則の上から申しま
す、私どもの今回の準則のような考え方
でございますし、今後ともこの際改正法の趣旨にかんがみま
して、その辺についてけじめをつけておくべきでは
なからうかという考えから準則をきめたわけ
でございます。

○占部秀男君 ちよつと希望申し上げておきたい
のは、いまの法の規定と運営の面、これはあなた
が言われたように、現在規定されておらな
くても、実際行なわれている。それは決して放
漫にやられては、必要の限度において行な
われているのですから、そういう点について
の運営については、あまり機械的にい
かれないように考慮をひとつ払って
もらいたいと思ひます。これはあとで、こ
まかい点がありまうから、もう一
度この点についてはあとでひとつ質問したいと思
ひます。きょうはこれで。

○委員(長(岸田幸雄君) 本件に関する本日の調査
はこの程度にいたします。

○委員(長(岸田幸雄君) 地方公営企業法の一部を
改正する法律案に対する質疑を行ないます。
御質疑のある方は、順次御発言を願いま
す。

○小村武治君 私はこの公営企業法の修正につ
いて二、三質問をいたします。特に提案者である
与党の方から御答弁を得たいと思ひます。こ
れは私が申すまでもなく、政府提案というものは
与党と政府が責任を持って提出した案でありま
うから、中途において与党からみだりに修正な
どすべきでない、こういうことはよく御存じの
はずであります。さういふ意味からい
まして、このたびの修正がどうい
ういふ修正で修正にな
つたか、この経緯をひとつ伺
つておきます。

○衆議院議員(渡瀬元三郎君) 現在の政
党政治のもとにおきましては、政府と
与党の間におきましては、意
思が統一されてい
るという関係にお
きまして、みだりに
院において与党の
立場において修正
などあり得べきで
ない、これはごも
つとも、その際
に、ほんとうに
提案されるまで
におきましては、
与党という立場
から修正など行
なわれないよう
十分な検討を
続けてまい
つたのでござ
いませうが、こ
の法案は各省
との関係も非
常にたくさん
ございませう
が、提案まで
に日数もござ
いまして、何と
申しませう
か、提案まで
にこの法案に
おきまして、
協点、したが
って、やむを得
ざる妥協点を
温存し
つつ提案され
たのが本提案
ではなかつたか
と思ひます。
そういう意味
におきまして、
委員に付託
されてから鋭
意検討を加え
まして、野党
の意見も聞
きまして、私
たちも常々考
えておりました
点につきま
して、かく修
正するほうが
よいというこ
ともございま
したので、修
正をいたしました
次第でござ
いませう。その
意味合いで修
正をさせていただきます
したので御了
承賜りたいと思
ひます。

○小林武治君 だから、その経緯を聞きたい。中
には相当重大な修正を加えておられます。特に政
党内でいろいろお話しあつた、また、大蔵省関
係のこと、この法案を提出するまでに政府内
の意見をまとめた、いまごろになってこんな
修正をする、これは、私どもには納得できない。
○衆議院議員(渡瀬元三郎君) 小林先生も与党の
お一人でございます。しかも、与党の中にあり
ます地方行政部会の御一人でございますので、そ
の間の経緯は十分御存じだと思ひますが、便宜私
のほうから一口申し上げます。
問題点の一番大きな点は、利子補給並びに年度
の点ではなからうかと思ひます。修正要綱に載
つております第四の、財政再建債の対象となる赤
字は昭和四十年までの赤字とする、政府提案で
は三十九年度となつておられます。御承知のと
おり、国会に出されたのが、たしか二月の終
わりか三月の初め、なかつたかと思ひます。三十九
年度と書きま
したの、四十
年度の年度
途中の提案
でございま
したから、
四十年度の
赤字の額等
がまだ決
定してない
、しかも、
四十年度赤
字を出さな
いようにや
るのだとい
う趣旨のも
とに運営し
ておりました
から、法案
提出にあ
たりまして
は、三十九
年度まで、
私たちがこ
の法案を審
議中に年度
を過ぎ、四
十年度まで
には赤字が
相当出るこ
とが確定し
ましたので、
この点は四
十年度とい
うふうに修
正をいたし
た次第であ
ります。
なお、利子
補給の点に
つきまして
は、政府提
案においては
六分五厘を
こえるもの
に一分五厘
を限度とし
ておりました
ので、六分
五厘から八
分の間、利
子補給をや
るといふこ
とになって
おります。
私たちが予
算編成の時
、この点は
修正いたし
ました。お
り三分五厘
をもつて、
以上のもの
は利子補給
をし、とい
ふことを強
く要求した
のでありま
す。予算折
衝の機会に
おきまして
は、それを
達することは
できません
でした。法
案提案の際
にもそれら
のことを申
上げたので
すが、なか
なかでござ
いませう。た
だ、こ
ういふふう
になりまし
たときに、
予算の点に
ついて詰
めておいた
らよ

かったのじゃないかという点もございしますが、私まだ一年生議員でしたので十分存じておりませんでしたが——當時は一年生議員でした。前の一般会計の再建が行なわれたときも、こういったいささつで六分五厘で、以上を利子補給するという案で出されたのを、国会におきまして修正されて三分五厘にされたというようないささつがございまして、そういった関係で六分五厘で出されたんでありますが、国会の審議の間において、一般会計のときの利子補給の点については引き下げもあり得るものだという点と、もう一つは、予算に組み入れますのに、全然種がなかったならば法案を出すこともできない、六分五厘で当時大蔵省と折り合ひまして、一応一億五千万円ですか、予算の中にも種は残っており、しかも、六分五厘に相当するものでございしますが、財政投融資の面におきましても、予測される二百億という額を組んでおるといふような点もございしたので、私たちが提案は時間の関係もございしたので、この程度にいたしましたのでございしますが、その当時から与党内部におきましては、利子補給を何とか下げたいという点につきまして、相当の御意見があったという点も聞いております。なお、参考人の御意見におきましても、この点強く主張されましたようないささつもございしたので、私たちがもちろん与党の立場でございしますので、委員も万端ではございせんので、この点再三再四折衝を行ないまして、政府と連絡をとる。政府、大蔵省当局におきましても、私たち与党議員の言を十分聞いて、それならばということとで完全な了解のもとに修正をいたしましたので、この点御了解願いたいと思います。

○小林武治君 それなら、この法案は三月四日提案しておる。何をあわてて出すか。そんな話がつくなら、十分に話し合ひをつけてから出すべきで、三月も衆議院で握っておる。いまごろになつてさあやれと、こういうことは私もとては納得できない。あなた方政府部内で詰める点があるならば、こんなに早く出さないで、もう少し

間を置いてお出しになつたらいいのではないかと。○衆議院議員(渡海元三郎君) 小林先生も御承知のとおり、予算関係法案は確かに二月の二十五日ごろまでに出せということが基準だと思ひます。本法案は、その意味からいいますと、そういった点の詰めができていないために出された。おくれたが、その最小限において出したのが、たしかあの日にちになつたのではないかと思ひます。衆議院におきまして審議がおくれまして、非常に参議院に回してまいりますが、おくれまして申しわけないのでございしますが、本会議にかかりまして、われわれの委員会に付託されます日にちが非常におくれましましたと、もう一つは、参りましてから不測の状態で、あるいは会期延長の問題、あるいはILOの問題等で、話し合ひを進めながら、委員会審議の日程が、本法案の審議に關係のない点でおくれましましたので、今日に至りましたのでございしますが、この点の努力は当時から重ねておりましたので、日時、その他の点につきましては、ただいま申しましたようないささつでございしたので御了承を賜りたいと思ひます。

○小林武治君 予算関係というのは、予算を一分五厘しか計上してない。四分五厘を今度必要だ。予算関係であっても、実際予算の裏づけのない法案の修正であると思うと、こういう気がしますが、どうですか。○衆議院議員(渡海元三郎君) 予算関係法案と申しますのは、予算の關係の法案のこととございまして、この法案が、金額が少ないから予算關係法案ではないと言ひ得るのではないかと、これは考えようでございしますが、私たち政府は、これを予算關係法案として取り扱つたのではないかと、かように考え、しかも、そういう意味で提案を督促されて、したがって、それに間に合わせるように私たちが部会におきましても努力してきたことは、小林先生も部会の一員として御了承のこととてございします。しかもなお政府間の折衝ができなかったものでございしますから、やむなく、たしか一週間かほどおくれ三月初めごろにやつと出

したというのが提案のいきさつではなかったかと、かように考えております。

○小林武治君 私は、あなたが衆議院の代表だから多少苦言を呈して申しわけないですが、一体いまごろ——あなたのほうは三月の四日から三日月持つておつた、あなたのほうは札幌に行き、大阪に行つて公聴会までやつておる、いろいろ審議しておるが、私のほうにいまごろ持つてきて何をしろと言ふのですか。何も審議しないで通せ、こういう御意向ですか。私は衆議院に申し上げたいのです。法案の送り方について、こういうこと、いかにも、別のことで言つて、参議院を輕視しておる、こつた言わざるを得ない。自分たちはいろいろ審議したけれども、われわれには審議の機会をろくに与えない、そしてこれを通せということに思ひます。

○衆議院議員(渡海元三郎君) お説ごもっともでございします。日には、大休衆参の両院におきましても、相当日数をもって審議の期間を置いておくというところは、先に審議する院の責任であると思ひます。私たちも、この意味におきまして、できるだけ早くこの法案を審議していただくように、野党の方ともよく折衝をやつてきました。しかしながら、ただいま申しましたように、私たちが付託されるまでに相当の日数がかかりましたこと、並びに審議に入りましてから、他の要素でもつていろいろおくれたという点で、私たちが審議をいたしましたのに必要十分なる時間がなかったために、この参議院に御迷惑をかけたことは申しわけないと思つております。しかしながら、その間におきまして、やむを得ず私たちの審議方がその間におきまして、決して、参議院はこれだけの日数さえあればできるのだとか、あるいは参議院を輕視したとか、そういった意思は毛頭ございせんから、その点だけはひとつ御了解賜りたいと思ひます。

ら、あなた方の衆議院の仲間にとつ注意を喚起しておいてもらいたい。こういう送り方は困る。今後の問題もあるから……。私もはきょうこれをぶつつけられても、参考人を呼ぶひまも、公聴会を開くひまもない。めくらでこれは通せということになる。これは衆議院に対して注意を喚起したい。その点はあなたの罪じゃないけれども、私は衆議院の代表としてあなたに申し上げておく。

○衆議院議員(渡海元三郎君) その点は御注意として、私も衆議院のほうによく、与野党を通じて、そのことは、こつた御意見があつたということは申しおきます。しかしながら、私は、与野党を通じて、ただいま小林先生が言われました衆議院の時間の点に対しては、やむなくこつたのであつて、参議院がそれだけの日数でよいのだとか参議院を輕視したとかいふことのない点だけはさらに重ねて申し上げさせていただきますから、この点は御了解を賜りたいと思ひます。

○小林武治君 私はさらに自治省にも伺ひたいのですが、今度のこの案は、政府案に比べて相当にいろいろな点で譲歩しておるといふか、かさ上げをしておるし、この金もある程度私は要ると思ふ。これはいまたとへば一億何千万円の利子補給の金がある。これをすく四分五厘にすれば相当な影響がまたあると思ひます。その面、四十年の赤字にも入れたと、こつた面の影響はどのくらいに考えておりますか。

○政府委員(栗田君) 具体的には、もしこの法案が成立いたしますならば、具体的に再建を申し出てくる団体によって数値が変わつてくるわけとて再建が行なわれるという前提で一応の予算が組まれております。その額が一億五千万でございします。しかしながら、四十年度末の赤字額は、大体九百四十六億、三十九年度末で六百五十八億でございします。その間相当の増加がございします。二百億見まして一億五千万のときも、再建団体の申し出いかによつてはその金額に變動を來たす、そ

○小林武治君 私は、自治省のやり方を見ていると、いつでもものをあとから追いかけていると、こういうふうに見える。地方の要求があれば、も

う単にこれに同調して代弁すると、こういうふうな傾向ばかりあって、地方自治とかあるいは地方財政の適正、こういうことにはあまり大きな関心を持ってもらぬじゃないかと、こういうふうな疑いさえ私は持つておる。私は、すべての地方財政のやり方は国より非常に悪い点が多い、国のほうがよほどよくいっている、こういう感じを持つておる。こういう点は自治省にも警告しておきたいが、もっと地方自治団体に對して、あなた方の指導が監督だか知らないが、監督とは言えない。ただ地方のために錢を取ってやると、こういうことだけじゃいけない。取ってやる以上、その使用という点についてあなた方も責任を持たなければいけない、こういうふうに私は思う。与党の議員もそういうことが言える。一生懸命予算を取るが、あとは知らぬと、こういう傾向があるわけだ。こういうことについては、私はみんな一緒になって一生懸命で予算を取って地方自治をうまくするようにしよう、これはいいことであるが、そのあとの使い方なりやり方なりについては、もっとひとつ目を注いでもらいたい、こういうことを私は特に申し上げたい。また、地方自治団体にしまして、都合のいいときは自治体だから口を出すなど、こういうことを言いがら、あとはまた政府ばかりたよっておる。こういう自治団体のやり方も私ははなはだ不満であるわけでありまして、この点も私は反省を求めなければならぬと思う。たとえば、県などもわずかに一割ぐらしか収入のないところがあるのに、そんなところでも、場合によると、おれは自治団体だから口を出すな、あとは全部を政府におんぶをしておる。こういう地方団体のやり方、あるいは地方自治のやり方などもきわめて私は適當を欠く点があると思う。こういう点についてみんなが反省をしなければならぬと思うのでございます。特に自治省等においては、ただ予算を取ってやるだけで能事足れりと、こういうことでもしあったとするなら、非常に大きな間違いだと思ふのでありまして、そういう意味におきまして、自治省も

もう少し地方自治団体というものについて実態を把握していくと、こういうことが必要じゃないかと思う。年末になれば予算の要求だけに狂奔する、そのあとはさっぱり知らぬ顔、こういうことに相なっておるのであります。こういうことをひとつ私は特に自治省に反省を求めます。またわれわれ与党としてもこれは反省しなければならぬというふうに私は考えております。そういうことでありますが、そういうことについて大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○國務大臣(永山忠則君) お説の点は、ごもっともであります。自治省並びに地方自治体も十分に反省をいたしまして、将来の自治体運営に對して万全を期すように最善を尽くしたいと存じます。

○小林武治君 渡海議員には、どうも当面衆議院の代表として、私もたいへん苦言を呈して申しわけありませんが、これはあなたに對するものではありますから御了承を願います。そういうわけでありまして、私は一応きょうはこの程度に質問をとどめておきます。十分ひとつ自治省当局においても反省をしていただきたい、かように考えます。

○委員長(岸田幸雄君) それでは、本案に對する本日の審査はこの程度にいたしておきます。次回は公報をもつて通知申し上げますから、さよう御承知願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時七分散会

六月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は五月十三日)

一、地方公營企業法の一部を改正する法律案

地方公營企業法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)
目次中「第六章 雑則(第四十條―第四十一條)」を「第六章 財政の再建(第四十三條―第五十二條)」に改める。

第二十一条第二項中「且つ、これを決定するに當つては、地方公營企業の収支の均衡を保持させるように適切な考慮が払われ」を「かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公營企業の健全な運営を確保することができ」るものに改め、同条第三項を削る。

第二十二條の次に次の一條を加える。

第二十二條の二 国は、地方公營企業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、企業債の償還の繰延べ、替換等につき、法令の範囲内において、資金事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第二十四條第二項を同条第三項とし、同条第一項中「見積」を「原案」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

地方公營企業の子算は、地方公營企業の毎事業年度における業務の予定並びにこれに関する収入及び支出の大綱を定めるものとする。

第三十八條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「生計費並びに」の下に「同一又は類似の職務の」を加え、「その他の事情」を考慮し、かつ、

当該地方公營企業の経営の状況」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「と責任に應ずる」を「に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に應ずるものであり、かつ、職員

の發揮した能力が充分に反映される」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

企業職員の給与は、給料及び手当とする。本則に次の一條及び一章を加える。

(地方公共企業体)
第四十二條 地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、地方公營企業を経営するための地方公共企業体を設けることができる。

第七章 財政の再建
(財政再建計画の策定等)

第四十三條 この法律を適用している水道事業、

工業用水道事業(その布設に要する経費について国から補助金の交付を受けたものを除く。第四十九條において同じ)、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業、ガス事業又は病院事業のうち実質上収支が均衡していないもので、昭和四十一年三月三十一日(同年四月一日に新たにこの法律を適用した事業にあつては、同日)において不良債務(政令で定めるところにより計算した流動負債の額が政令で定めるところにより計算した流動資産の額をこえる場合において、そのこえる額をいう。以下同じ)を有するもの(同年四月一日においてこの法律を適用していなかつた事業にあつては、昭和三十一年度において実質赤字を有するもの。以下「昭和三十一年度の赤字企業」と総称する。)について、この章の規定によつて財政の再建を行なうとする。地方公共団体は、当該地方公共団体の議会の議決を経て、その旨を政令で定める日までに自治大臣に申し出て、自治大臣の指定する日(以下「指定日」という。現在により、当該企業の財政の再建に関する計画(以下「財政再建計画」という)を定めなければならない。昭和三十一年度の赤字企業を経営する地方公共団体に對して、この章の規定によつて当該企業について財政の再建を行なうように勧告することができる。

13 財政再建計画は、指定日の属する年度及びこれに続くおおむね五年度以内に不良債務を解消し、財政の健全性を回復するように次の事項について定めるものとする。

一 財政の再建の基本方針

二 各年度において解消する不良債務

三 不良債務を解消し、財政の健全性を回復するための具体的措置

四 第四十五條の規定による企業債の各年度ご

との償還額

14⁸ 第一項に規定する実質赤字とは、次に掲げる金額をいう。

一 歳入が歳出に不足するため翌年度の歳入を繰り上げて充用した額に相当する金額

二 実質上歳入が歳出に不足するため当該年度に支払うべき債務の支払を翌年度に繰り延べた額又は当該年度に執行すべき事業に係る歳出予算の額のうち翌年度に繰り越した額から、これらの支払又は事業の財源に充当することができず特定の歳入で当該年度に収入されなかつた部分に相当する額を控除した金額（財政再建計画の承認）

第四十四条 財政再建計画は、昭和三十一年度の赤字企業を経営する地方公共団体の長が当該企業の管理者の作成する資料に基づいて作成し、当該地方公共団体の議会の議決を経て、自治大臣の承認を得なければならない。この場合において、自治大臣は、その財政再建計画による財政の再建が合理的に達成できるように、当該財政再建計画に必要な条件を付けて、当該財政再建計画を承認することができる。

2 前項の規定は、財政再建計画について承認を得た地方公共団体（以下「財政再建団体」という。）が当該財政再建計画を変更する場合について準用する。

3 災害その他緊急やむを得ない理由により異常の支出を要することとなつたため、財政再建計画を変更する必要がある場合において、あらかじめその変更については、自治大臣の承認を得るものとしないときは、財政再建団体は、事後において、遅滞なく、その変更につき前項において準用する第一項の自治大臣の承認を得なければならない。

4 財政再建団体の長は、財政再建計画に従つて予算を調製しなければならない。

5 再建企業（地方公共団体が財政再建計画につ

いて承認を得た昭和三十一年度の赤字企業をいう。以下同じ。）の管理者は、財政再建計画に従つて当該再建企業の業務を執行しなければならない。

（財政再建債）

第四十五条 財政再建団体は、昭和四十一年三月三十一日（同年四月一日に新たにこの法律を適用した事業にあつては、同日）における不良債務又は昭和三十一年度の実質赤字（第四十三条第三項に規定する実質赤字をいう。第四十九条において同じ。）の範囲内における一時借入金、償還及び未払金の支払に充てるため並びに前条第一項の規定による財政再建計画の承認のあつた日から財政再建計画による財政の再建が完了する年度の前年度の末日までの間に財政再建計画に基づき退職した管理者若しくは定数の改廃又は予算の減少により退職した管理者及び企業職員に支給すべき退職手当の財源に充てるため、企業債を起すことができる。

（財政再建債の償還）
第四十六条 前条の企業債（以下「財政再建債」という。）は、指定日の属する年度の翌年度以降おのおの五年度以内（同条の退職手当の財源に充てるため起した財政再建債にあつては、その起した日の属する年度の翌年度以降三年度以内）に、財政再建計画に基づき償還しなければならない。

（財政再建債の利子補給）
第四十七条 国は、毎年度予算の範囲内で、財政再建債で利息の定率が年六分五厘をこえるものにつき、年一分五厘の定率を乗じて得た額を限度として、当該財政再建債の当該年度分の利子支払額のうち、利息の定率を年六分五厘として計算して得た額をこえる部分に相当する金額を当該財政再建団体に補給する。

（企業債の償還繰延べ等）
第四十八条 国は、財政再建団体が財政再建計画を実施するため必要があると認めるときは、企業債の償還の繰延べその他再建企業の財政の再建を促進するための措置について配慮するものとする。

（赤字の企業の財政再建）
第四十九条 水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業、ガス事業又は病院事業で昭和四十一年度以降の年度において不良債務又は実質赤字を有するもの（再建企業を除く。以下「赤字の企業」という。）のうちこの法律を適用しているものを経営する地方公共団体は、当分の間、第四十三条第一項の規定により当該赤字の企業について財政の再建を行なうことを申し出ることができる。

2 第四十三条第三項及び第四十四条の規定は、前項の規定により財政の再建を行なうことを申し出た地方公共団体の経営する赤字の企業に係る財政の再建について準用する。
（赤字の企業の企業債の制限）
第五十条 地方公共団体は、政令で定める年度以降において、赤字の企業で政令で定めるものになつた場合には、前条の規定によつて財政の再建を行なう場合でなければ、企業債を起すことができない。ただし、災害応急事業費、災害復旧事業費又は災害救助事業費の財源とする場合は、この限りでない。

（地方財政再建促進特別措置法の準用）
第五十一条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十一年法律第九十五号）第四條、第五條第二項、第六條、第七條、第十一條、第十四條、第十八條から第二十一條まで及び第二十四條第一項の規定は、再建企業又は赤字の企業の財政の再建について準用する。
（自治大臣の権限の委任）

第五十二条 自治大臣は、政令で定めるところにより、この章に定める自治大臣の権限のうち市町村に係るものの一部を都道府県知事に委任することができる。

附則中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 財政再建団体（財政再建債を起さない財政再建団体を除く。）が第五十一条において準用する地方財政再建促進特別措置法第二十四條第一項の規定により起している企業債がある場合には、当該企業債は、当該財政再建団体の財政再建計画について第四十四條第一項の自治大臣の承認を受けた日（同日以後に起された企業債については、その起された日）以後は、財政再建債とみなす。この場合において、財政再建債とみなされる企業債に係る第四十七條の規定による利子補給は、これらの日以後の分について行なうものとする。

附則

（施行期日）
第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。
一 地方公営企業法（以下この条において「法」という。）目次及び第一条の改正規定、法第五

条の次に一条を加える改正規定、法第二十二條の次に一条を加える改正規定、法附則に係る改正規定並びに附則第二條、第十一條及び第十七條の規定 この法律の公布の日
二 法第二條第四項に加える改正規定、法第四條及び第六條の改正規定、法第二章から第六章までに係る改正規定（次号及び第四号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第四條から第十條まで、第十四條、第十五條及び第十六條の規定 昭和四十一年十一月一日
三 法第十七條及び第二十四條から第二十六條

までの改正規定 昭和四十二年一月一日

四三 法第二条の改正規定(第四項中に加える改正規定を除く)、法第七條第一項第三文の改正規定、法第七條の二から第十八條の二までの改正規定、法第三十條、第三十四條の二並びに第三十九條の三第二項及び第三項の改正規定並びに附則第三條、第十二條及び第十三條の規定 昭和四十二年四月一日(適用区分等)

第二条 改正後の地方公営企業法(以下「新法」という)第十七條の規定は、昭和四十二年年度の予算及び決算から適用し、前条第三号に掲げる規定の施行の際現に改正前の地方公営企業法(以下「旧法」という)第十七條ただし書の規定により設けられていた特別会計については、昭和四十一年度に限り、なお従前の例による。

2 新法の規定中予算及び決算に係る部分は、昭和四十二年年度の予算及び決算から適用し、昭和四十一年度分以前の予算及び決算については、なお従前の例による。

3 昭和四十一年一月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に行なわれる資産の取得及び処分に対する新法第三十三條第二項の規定の適用については、同項中「予算で定め」とあるのは、「議会の議決を経」とする。

4 昭和四十一年一月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間における地方公営企業法第三十九條の三第二項の規定の適用については、同項中「組合」とあるのは、「企業団」とする。

5 昭和四十三年三月三十一日までの間における地方公営企業法第二十二條の規定を適用してない水道事業、工業用水道事業(その布設に要する経費について国から補助金の交付を受けたものを除く)、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業、ガス事業又は病院事業を經營する地方公共団体に対する同法第五十條の規定の適用については、同条中「企業債」とあるのは、「当該企業の經營の財源に充てるための地方債」とする。

るのは、「当該企業の經營の財源に充てるための地方債」とする。

(新法の新規適用に関する特例等)

第三条 新法第二條第一項又は第二項の規定により新法の規定又は財務規定等の適用を受けることとなる水道事業(簡易水道事業を除く)、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業若しくはガス事業(以下「水道事業等」という)又は病院事業で常時雇用される職員の数がそれぞれ二十人未満又は百人未満のものを經營する地方公共団体は、条例(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四條第一項の規定による一部事務組合(以下「一部事務組合」という)にあつては、規約。以下この条において同じ)で定める場合には、新法第二條第一項又は第二項の規定にかかわらず、昭和四十三年三月三十一日までの間は、当該事業に新法の規定又は財務規定等を適用しないことができる。

2 附則第一條第四号に掲げる規定の施行の際旧法第二條第三項の規定に基づき財務規定等の一部が適用されている事業(病院事業を除く)については、引き続き新法第二條第二項に規定する財務規定等を適用する。ただし、条例で定めるところにより同項に規定する財務規定等を適用しないことができる。

3 附則第一條第四号に掲げる規定の施行の際旧法第二條第四項の規定に基づく地方公共団体の經營する事業に旧法の全部又は一部を適用する条例(旧法第七條の二の規定を適用する条例を除く)で現に効力を有するものは、政令で定めるところにより、新法第二條第三項の規定に基づく条例とみなす。

4 地方公共団体は、当分の間、新法第二條第二項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、その經營する病院事業に同法第七條の二及び第十七條の三の規定を適用しないことができる。

(契約に関する経過措置)

第六條 昭和四十一年一月一日に行なわれた公告又は申込みに係る契約の手續については、なお従前の例による。

(職員の賠償責任に関する経過措置)

第七條 昭和四十一年一月一日前の事実に基づく地方公共団体の職員の賠償責任については、新法第三十四條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(企業団に関する経過措置等)

第十條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に存在する水道事業等又は地方公営企業法の規定の全部を適用しているその他の事業の經營に関する事務を共同処理する一部事務組合について新法第三十九條の二の規定が新たに適用される際現に存在する当該一部事務組合の管理者は、昭和四十四年九月三十日(当該管理者の任期が同日までに満了する場合にあつては、その任期が満了する日)までの間、引き続き新法の規定による企業団の企業長として在任することとができる。

2 前項の一部事務組合について新法第三十九條の二の規定が新たに適用される際現に在任する当該一部事務組合の監査委員は、昭和四十四年九月三十日(当該監査委員の任期が同日までに満了する場合にあつては、その任期が満了する日)までの間、引き続き新法による監査委員として在任することができる。この場合において、監査委員として在任する者の数が同条第五項に規定する規約で定める定数をこえるときは、同項の規定にかかわらず、当該数をもつて当該企業団の監査委員の定数とし、これらの委員に欠員が生じたときは、これに応じて、その定数は、同項に規定する規約で定める定数に至るまで減少するものとする。

3 第一項の一部事務組合について新法第三十九條の二の規定が新たに適用される際現に当該一

部事務組合の議会の議員の定数が十五人をこえているときは、同条第七項の規定にかかわらず、昭和四十五年九月三十日までの間、当該定数をもつて当該議会の議員の定数とすることとができる。

第十六條 前条の規定による改正後の地方公営企業労働関係法第三條第一項第八号中「第三項」とあるのは、附則第一條第四号に掲げる日まで「第四項」と読み替へるものとする。

六月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、都道府県合併特例法案
一、風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(衆)

都道府県合併特例法案

都道府県合併特例法案

目次

第一章 総則(第一條―第三條)

第二章 都道府県の合併の特例(第四條―第六條)

第三章 合併に伴う特例(第七條―第十五條)

第四章 合併都道府県に対する国等の協力(第十六條―第十八條)

第五章 雑則(第十九條―第二十三條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、都道府県の合併が広域にわたる行政のより合理的かつ効果的な処理と広域の地方公共団体としての都道府県の能力の充実強化とに資するものであることにかんがみ、都道府県の合併に関し関係法律の特例を定める等所要の特別措置を定めることにより、都道府県の合併が自主的に行なわれることを容易にし、もつて都道府県における効率的な行政の確保及び住民の福祉の増進に寄与することを目的と

する。

(都道府県の合併の基本)

第二条 都道府県の合併は、自然的、社会的及び経済的に一体的な区域又は将来一体的な区域として発展する可能性のある区域であつて、広域にわたる行政を合理的かつ効果的に処理することのできる区域について行なわれ、かつ、合併関係都道府県間の格差の是正に寄与することができるよう配慮されなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「都道府県の合併」とは、二以上の都道府県の区域の全部をもつて一の都道府県を置くことをいう。

2 この法律において「合併都道府県」とは、都道府県の合併により設置された都道府県をいう。

3 この法律において「合併関係都道府県」とは、都道府県の合併をしようとする都道府県をいう。

第二章 都道府県の合併の特例

(都道府県の合併の特例)

第四条 都道府県の合併は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第六條第一項に定める場合のほか、この章に定める手続に従つて行なうことができる。

(都道府県の合併の手続)

第五条 合併関係都道府県は、都道府県の合併をしようとするときは、合併関係都道府県の議会の議決を経て、内閣総理大臣にその旨を申請するものとする。

2 前項の場合において、同項の議決が半数をこえ三分の二に満たない多数でされたときは、これを当該合併関係都道府県の住民の投票に付し、その投票において過半数の同意を得なければ、同項の申請をすることができない。

3 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)中都道府県の選挙に関する規定は、前項の住民の投票について準用する。

4 第一項の申請は、次条に定める都道府県合併計画を添え、自治大臣を経由してしなければならない。

5 第一項の申請があつた場合には、内閣総理大臣は、その申請に基づき、国会の議決を経て都道府県の合併を定め、直ちにその旨を告示するものとする。

6 前項の規定による処分は、同項の規定による告示によりその効力を生ずる。

(都道府県合併計画)

第六条 前条の規定により都道府県の合併をしようとする合併関係都道府県は、協議により、都道府県合併計画を定めなければならない。

2 前項の都道府県合併計画は、合併都道府県の名称、事務所の位置及び建設の根幹となるべき事業に関する事項その他都道府県の合併の目的を実現するため必要な事項を定めるものとする。

3 第一項の協議については、合併関係都道府県の議会の議決を経なければならない。

第三章 合併に伴う特例

(国会議員の選挙区の特例)

第七条 合併都道府県における衆議院議員及び参議院(地方選出)議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、公職選挙法別表第一、別表第二及び附則第七項から第九項までの規定にかかわらず、これらの規定が都道府県の合併が行なわれた日以後最初に改正されるまでの間、なお従前の例による。

(合併都道府県の設置選挙)

第八条 都道府県の合併が行なわれた場合には、合併都道府県の選挙管理委員会、合併都道府県の議会の議員及び知事について、それぞれ選挙の期日を定めてこれを告示し、一般選挙及び知事選挙を行なわなければならない。

2 公職選挙法第三十三條第三項並びに第五項第一号及び第三号の規定は、前項の規定による議会の議員の一般選挙及び知事選挙の期日及び選挙の期日の告示について準用する。この場合

において、同条第三項中「地方自治法第七條第六項(市町村の設置の告示)の告示による当該市町村の設置の日」とあるのは、「当該都道府県の合併が行なわれた日」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定により議会の議員の一般選挙を行なう場合には、合併関係都道府県の協議により、当該選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、合併都道府県の議会の議員の定数は、地方自治法第九十條第一項の規定にかかわらず、合併関係都道府県の議会の議員の定数の合計数とし、その選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、公職選挙法第十五條第二項から第四項まで、第六項及び第七項の規定にかかわらず、合併関係都道府県の従前の条例の定めるところによることができる。

4 第六條第三項の規定は、前項の協議について準用する。

(合併都道府県の議会の議員の任期の特例)

第九条 都道府県の合併の際に合併関係都道府県の議会の議員である者は、合併関係都道府県の協議により、次の各号のいずれかに定める期間に限り、引き続き当該合併都道府県の議会の議員として在任することができる。この場合において、合併都道府県の議会の議員の定数は、地方自治法第九十條第一項の規定にかかわらず、合併関係都道府県の議会の議員の定数の合計数とし、その選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、公職選挙法第十五條第二項から第四項まで、第六項及び第七項の規定にかかわらず、合併関係都道府県の従前の条例の定めるところによる。

一 合併関係都道府県の議会の議員の残任期間のうち最も長いものに相当する期間

二 都道府県の合併が行なわれた日から起算して二年以内で合併関係都道府県の協議により定める期間

う場合には、適用しない。

3 第六條第三項の規定は、第一項の協議について準用する。

(職員の身分取扱い)

第十条 合併関係都道府県は、その協議により、都道府県の合併の際にその職に在る合併関係都道府県の一般職の職員が引き続き合併都道府県の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併都道府県は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてを通じて公正に処理しなければならない。

(都道府県の区域をその区域等とする法人等の特例)

第十一条 法律の規定に基づいて都道府県の区域をその区域又は地区として設立される法人等で政令で定めるものが、都道府県の合併の際に合併関係都道府県の区域をその区域又は地区として設立され、又は置かれていたときは、政令で定めるところにより、合併関係都道府県の区域をそれぞれその区域又は地区として同一性をもつて存続することができる。

(地方交付税の額の算定の特例)

第十二條 国が地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)に定めるところにより毎年度交付する地方交付税の額を算定するに当たつては、都道府県の合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、合併都道府県については、同法第十三條に定めるもののほか、都道府県の合併に伴い臨時に増加する行政に要する経費の需要を基礎として、自治省令で定めるところにより、同法に定める基準財政需要額の測定単位の数値を補正するものとする。

2 合併都道府県につき前項の規定を適用して算定される地方交付税の額が、合併関係都道府県が当該年度の四月一日においてなお存続するものとした場合に算定される地方交付税の額の合算額に満たないときは、当該年度において当該合併都道府県に交付すべき地方交付税の額は、

当該合算額とする。

3 国は、第一項の期間が経過した後において、合併都道府県に係る地方交付税の額が急激に減少することとなるときは、自治省令で定めるところにより、これを緩和するため必要な措置をとることができる。

(地方道路譲与税の額の算定の特例)

第十三条 国が地方道路譲与税法(昭和三十年法律第百十三号)に定めるところにより毎年度譲与する地方道路譲与税の額は、合併都道府県については、都道府県の合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、同法及びこれに基づく自治省令で定めるところにより算定された額が、合併関係都道府県が当該年度の四月一日においてなお存続するものとした場合に算定される額の合算額に満たないときは、当該合算額とする。

2 国は、前項の期間が経過した後において、合併都道府県に係る地方道路譲与税の額が急激に減少することとなるときは、自治省令で定めるところにより、これを緩和するため必要な措置をとることができる。

(義務教育費の国庫負担額の算定の特例)

第十四条 国が義務教育費国庫負担法(昭和二十八年法律第百三十三号)第二条に定めるところにより毎年度負担する額は、合併都道府県については、都道府県の合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、同法及びこれに基づく命令で定めるところにより算定された額が、合併関係都道府県が当該年度においてなお存続するものとした場合に算定される額の合算額に満たないときは、当該合算額とする。

2 国は、前項の期間が経過した後において、義務教育費国庫負担法第二条に基づく国の負担額が急激に減少することとなるときは、政令で定めるところにより、これを緩和するため必要な措置をとることができる。

(公共事業費等に係る国の財政措置の特例)

第十五条 国は、合併都道府県が後進地域の開発

に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和二十六年法律第百十二号)、新産業都市建設促進法(昭和二十七年法律第百十七号)その他政令で定める法律の規定に基づく国の財政上の措置に関し都道府県の合併により不利益を受ける結果となる場合には、都道府県の合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、都道府県の合併が行なわれなかつたものとして合併都道府県が不利益とならないように措置しなければならない。

2 国は、合併都道府県が都道府県の合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く五年度以内が生じた災害に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)その他政令で定める法律の規定に基づく国の財政援助に関する都道府県の合併により不利益を受ける結果となる場合には、前項の規定の適用がある場合のほか、都道府県の合併が行なわれなかつたものとして合併都道府県が不利益とならないように措置しなければならない。

第四章 合併都道府県に対する国等の協力

(補助金の交付等についての配慮)

第十六条 国は、合併都道府県の計画的な建設を促進するため、法令及び予算の範囲内において、合併都道府県に係る国が行なう事業又は国がその経費につき補助金を交付する事業の実施について、特別の配慮をするものとする。

(地方債についての配慮)

第十七条 国は、合併都道府県の計画的な建設を促進するため、法令の範囲内において、合併都道府県が行なう事業に要する経費に充てるために起こす地方債について、適切な配慮をするものとする。

(公共企業体等の協力)

第十八条 日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本住宅公団、日本道路公団、水資源開発公団その他政令で定める公共的機関は、その業務のうち国が合併都道府県の建設に対応して行なうことを適当と認めるものについては、事情の許す

限り、協力しなければならない。

第五章 雑則

(協議会の組織の特例)

第十九条 合併関係都道府県は、第六条に規定する都道府県合併計画の策定その他都道府県の合併に関する協議を行なうため、地方自治法第二百五十二条の二第一項の協議会を置く場合には、同法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約で定めるところにより、当該協議会の委員として、合併関係都道府県の議会の議員、合併関係都道府県の区域内の市町村の議会の議員及び長並びに学識経験を有する者を加えることができる。

(委員会の委員等の任期等の特例)

第二十条 合併都道府県の地方自治法第八十条の五第一項(第二号を除く)及び第二項(第四号を除く)に規定する委員会の委員又は委員については、都道府県の合併後最初に当該委員会に委員又は委員が選任されるまでの間、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第四十一条及び第五十一条(地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第九條第二項及び第十項、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第三十九條第一項及び第四十條、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第十九條第二項)において準用する同条第七項及び第十一項、土地収用法(昭和二十六年法律第百二十九号)第五十二條第三項及び第五十三條、漁業法(昭和二十四年法律第百二十六号)第七号、第三十一條第二項、同法第二百五十二条において準用する同法第九十八條第一項並びに地方自治法第九十六條第一項及び第九十七條の規定にかかわらず、都道府県の合併の際現に合併関係都道府県のこれらの委員会の委員又は委員である者の互選により定める者をもつて充てるものとする。

2 都道府県の合併の際現に合併関係都道府県の海区漁業調整委員会の委員である者は、都道府県の合併後も引き続き合併都道府県の当該委員

会の委員として在任するものとする。

3 都道府県の合併の際現に合併関係都道府県に設置されている連合海区漁業調整委員会は、合併都道府県の連合海区漁業調整委員会として存続するものとし、従前の連合海区漁業調整委員会の委員は、引き続きその存続する連合海区漁業調整委員会の委員として在任するものとする。

4 都道府県の合併後最初に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十一条の規定により任命される合併都道府県の教育委員会の委員の任期は、同法第五十一条の規定にかかわらず、二人は四年、一人は三年、一人は二年、一人は一年とする。この場合において、各委員の任期は、合併都道府県の知事が定める。

5 都道府県の合併後最初に警察法第三十九條第一項の規定により任命される合併都道府県の公安委員会の委員の任期は、同法第四十條第一項の規定にかかわらず、その定数が五人の場合にあつては、二人は三年、二人は二年、一人は一年とし、その定数が三人の場合にあつては、一人は三年、一人は二年、一人は一年とする。この場合において、同法第三十九條第一項ただし書に規定する委員の任期は、二人のうち、一人は三年、一人は二年とする。

6 警察法附則第八項の規定は、前項の場合について準用する。

(国の地方行政機関の所管区域)

第二十一条 国は、その所管区域が都道府県の区域又は都道府県の区域である地方行政機関については、できる限り合併都道府県の区域又は合併都道府県の区域を包含する数都道府県の区域をその所管区域とすることとなるように、すみやかに必要な措置を講じなければならない。

(公共的団体の統合整備)

第二十二条 合併関係都道府県の区域内の公共的団体は、都道府県の合併に際しては、合併都道府県の一体性のすみやかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

第四条の四 浴場業(公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)第一条第一項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。以下同じ。)の施設として個室を設け、当該個室におい

一 この法律に規定する罪第一条第七号に掲げる營業に関するものを除く。、刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十四条、第七十五条若しくは第八十二条の罪、売春防止法(昭和三十一年法律百十八号)第二章に規定する罪又は職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)第六十三条の罪を犯したと

この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

しかし、現行法規では端的にこのようなかんじを拒否できないとのことで一同困惑しているが、文化国家としてこのまま放置されるのはまことに遺憾であり、善良な都民として忍び難い。

紹介議員 市川 房枝君
の請願の趣旨は、第二一三三号と同じである。

第二五六四号 昭和四十一年五月十九日受理
東京都阿佐谷地域にトルコ風呂設置反対に関する
請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷北一ノ四五ノ
一八 鈴木輝雄外百三名
紹介議員 山高しげり君
この請願の趣旨は、第二一三三号と同じである。

第二二六六号 昭和四十一年五月二十四日受理
東京都阿佐谷地域にトルコ風呂設置反対に関する
請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷北一ノ二七ノ
七 高橋良通外百十四名
紹介議員 山高しげり君
この請願の趣旨は、第二一三三号と同じである。

第二二六七号 昭和四十一年五月二十四日受理
東京都阿佐谷地域にトルコ風呂設置反対に関する
請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷北二ノ三六ノ
一三 小田井勝弘外七十九名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第二一三三号と同じである。

第二二六六号 昭和四十一年五月二十五日受理
東京都阿佐谷地域にトルコ風呂設置反対に関する
請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷北二ノ四七ノ
一三 伊藤チヨキ外百六十五名
紹介議員 岡田 宗司君
この請願の趣旨は、第二一三三号と同じである。

第二二六四七号 昭和四十一年五月二十五日受理
東京都阿佐谷地域にトルコ風呂設置反対に関する
請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷北五ノ一五ノ
一五 佐藤苑子外百四十三名
紹介議員 山高しげり君

この請願の趣旨は、第二一三三号と同じである。
第二二六七号 昭和四十一年五月二十六日受理
東京都阿佐谷地域にトルコ風呂設置反対に関する
請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷北二ノ八ノ一
六 木村安太郎外百七名
紹介議員 林 塩君
この請願の趣旨は、第二一三三号と同じである。

第二二六八号 昭和四十一年五月二十六日受理
東京都阿佐谷地域にトルコ風呂設置反対に関する
請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷北六ノ一三ノ
九 山本義夫外九十一名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第二一三三号と同じである。

第二二六九二号 昭和四十一年五月二十八日受理
東京都阿佐谷地域にトルコ風呂設置反対に関する
請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷北二ノ一四ノ
四 豊田志げ外百三名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第二一三三号と同じである。

第二二六九三号 昭和四十一年五月二十八日受理
東京都阿佐谷地域にトルコ風呂設置反対に関する
請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷北二ノ一五ノ
一六 中沢富美子外六十四名
紹介議員 林 塩君
この請願の趣旨は、第二一三三号と同じである。

第二二七九五号 昭和四十一年六月六日受理
東京都阿佐谷地域にトルコ風呂設置反対に関する
請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷北一ノ二六ノ
一〇 酒井秀雄外百六名

紹介議員 山高しげり君
この請願の趣旨は、第二一三三号と同じである。
第二二八一七号 昭和四十一年六月七日受理
東京都阿佐谷地域にトルコ風呂設置反対に関する
請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷北一ノ二六ノ
一一 沼田実
紹介議員 山高しげり君
この請願の趣旨は、第二一三三号と同じである。

第二二八四二号 昭和四十一年六月八日受理
東京都阿佐谷地域にトルコ風呂設置反対に関する
請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷北三ノ二ノ二
小久保徳蔵
紹介議員 林 塩君
この請願の趣旨は、第二一三三号と同じである。

第二二八四三三号 昭和四十一年六月八日受理
東京都阿佐谷地域にトルコ風呂設置反対に関する
請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷北一ノ二七ノ
九 大森喜代
紹介議員 山高しげり君
この請願の趣旨は、第二一三三号と同じである。

第二二八四四号 昭和四十一年六月八日受理
東京都阿佐谷地域にトルコ風呂設置反対に関する
請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷北一ノ二七ノ
四 浅見丑造外百十二名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第二一三三号と同じである。

第二二七九六号 昭和四十一年六月六日受理
東京都豊玉北にトルコ風呂設置反対に関する請願
請願者 東京都練馬区豊玉北五ノ一七 森
山正明外百八十四名

紹介議員 山高しげり君
練馬区豊玉北五丁目十二番地にトルコ風呂が新設
されることになったが、青少年の健全育成活動に
苦心する立場として強く反対であるので、目下国
会において考究されている、トルコ風呂その他の
いかがわしい営業に対する規制措置を早急に実施
されたい。

理 由

一、同所周辺は、練馬駅に近く区役所、公民館、
小、中学校も多く、これから学童の通学路にあた
り、また一歩奥に入れば住宅街であつて、環境
浄化の上からいっても、トルコ風呂の設置はま
ことに遺憾である。

二、しかし、現行法規では、端的にこのような申
請を拒否しえないとのことで、善良なる都民と
して忍び難い。

第二二八八号 昭和四十一年六月七日受理
東京都豊玉北にトルコ風呂設置反対に関する請願
請願者 東京都練馬区豊玉北四ノ一〇ノ一
田崎敏子外百一名
紹介議員 山高しげり君
この請願の趣旨は、第二二七九六号と同じである。

第二二八九号 昭和四十一年六月七日受理
東京都豊玉北にトルコ風呂設置反対に関する請願
（二通）
請願者 東京都練馬区豊玉北五ノ九 東光
行外六百三十五名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第二二七九六号と同じである。

第二二八四五号 昭和四十一年六月八日受理
東京都豊玉北にトルコ風呂設置反対に関する請願
請願者 東京都練馬区豊玉北五ノ九 鈴木
勝次郎外二百八十七名
紹介議員 林 塩君
この請願の趣旨は、第二二七九六号と同じである。

第二八四六号 昭和四十一年六月八日受理

東京都豊玉北にトルコ風呂設置反対に関する請願
請願者 東京都練馬区豊玉北三ノ二 土屋 利子外八十九名

紹介議員 山高しげり君

この請願の趣旨は、第二七九六号と同じである。

第二八四七号 昭和四十一年六月八日受理

東京都豊玉北にトルコ風呂設置反対に関する請願
請願者 東京都練馬区豊玉北四ノ六 小川 実信外九十五名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第二七九六号と同じである。

第二八四八号 昭和四十一年六月八日受理

東京都豊玉北にトルコ風呂設置反対に関する請願
請願者 東京都練馬区豊玉北五ノ八 田中 洞竜外四百五十一名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第二七九六号と同じである。

第二八五七号 昭和四十一年六月九日受理

東京都豊玉北にトルコ風呂設置反対に関する請願
請願者 東京都練馬区豊玉中三ノ一 岩田 正外三百八十四名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第二七九六号と同じである。

第二八五八号 昭和四十一年六月九日受理

東京都豊玉北にトルコ風呂設置反対に関する請願
請願者 東京都練馬区豊玉北五ノ九 東縫 子外六十八名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第二七九六号と同じである。

第二八五九号 昭和四十一年六月九日受理

東京都豊玉北にトルコ風呂設置反対に関する請願
(三通)
請願者 東京都練馬区豊玉北四ノ一五 川 請願者 東京都練馬区豊玉北四ノ一五 川

島霞子外二百二十九名

紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第二七九六号と同じである。

第二八六九号 昭和四十一年六月九日受理

東京都豊玉北にトルコ風呂設置反対に関する請願
請願者 東京都練馬区豊玉北五ノ一六 池 添清人外二百三十一名

紹介議員 山高しげり君

この請願の趣旨は、第二七九六号と同じである。

六月二十二日日本委員会に左の案件を付託された。

一、東京都阿佐谷地域にトルコ風呂設置反対に関する請願(第二九一六号)(第二九四一号)(第二九四八号)(第二九六六号)(第二九九七号)

一、東京都豊玉北にトルコ風呂設置反対に関する請願(第二九一七号)(第二九四二号)(第二九四九号)(第二九五〇号)(第二九五二号)(第二九五九号)(第二九七八号)(第三〇四〇号)(第三二〇四号)

一、消火器を簡易消火器具として規定するの請願(第二九四三号)(第二九五三三号)(第二九八一号)

一、家庭用消火器具規制に関する請願(第二九四四号)(第二九五四四号)(第二九八二二号)(第三〇三三三号)

一、東京都二十三区区長の公選制復活及び自治権拡充に関する請願(第三〇一一号)

一、自動車税、軽自動車税軽減に関する請願(第三〇六七号)

一、戦傷病者に対する地方税減免等に関する請願(第三〇八五号)

第二九一六号 昭和四十一年六月十三日受理

東京都阿佐谷地域にトルコ風呂設置反対に関する請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷北二ノ一四ノ 請願者 東京都杉並区阿佐谷北二ノ一四ノ

紹介議員 山高しげり君

この請願の趣旨は、第二一三三三号と同じである。

第二九四一号 昭和四十一年六月十四日受理

東京都阿佐谷地域にトルコ風呂設置反対に関する請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷南三ノ一二ノ 請願者 東京都杉並区阿佐谷南三ノ一二ノ

一 長沢靖

紹介議員 山高しげり君
この請願の趣旨は、第二一三三三号と同じである。

第二九四二号 昭和四十一年六月十四日受理

東京都阿佐谷地域にトルコ風呂設置反対に関する請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷南三ノ一二ノ 請願者 東京都杉並区阿佐谷南三ノ一二ノ

紹介議員 山高しげり君

この請願の趣旨は、第二一三三三号と同じである。

第二九四八号 昭和四十一年六月十五日受理

東京都阿佐谷地域にトルコ風呂設置反対に関する請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷北一ノ二六ノ 請願者 東京都杉並区阿佐谷北一ノ二六ノ

紹介議員 山高しげり君

この請願の趣旨は、第二一三三三号と同じである。

第二九六六号 昭和四十一年六月十七日受理

東京都阿佐谷地域にトルコ風呂設置反対に関する請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷北一ノ二六ノ 請願者 東京都杉並区阿佐谷北一ノ二六ノ

紹介議員 山高しげり君

この請願の趣旨は、第二一三三三号と同じである。

第二九七七号 昭和四十一年六月十七日受理

東京都阿佐谷地域にトルコ風呂設置反対に関する請願
請願者 東京都杉並区阿佐谷北六ノ四五ノ 請願者 東京都杉並区阿佐谷北六ノ四五ノ

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第二一三三三号と同じである。

第二九一七号 昭和四十一年六月十三日受理

東京都豊玉北にトルコ風呂設置反対に関する請願
請願者 東京都練馬区豊玉北五ノ一七 市 請願者 東京都練馬区豊玉北五ノ一七 市

川愛子外二百八十二名

紹介議員 山高しげり君
この請願の趣旨は、第二七九六号と同じである。

第二九四二号 昭和四十一年六月十四日受理

東京都豊玉北にトルコ風呂設置反対に関する請願
請願者 東京都練馬区豊玉北五ノ一七 荒 井克枝外二百二十四名

紹介議員 山高しげり君

この請願の趣旨は、第二七九六号と同じである。

第二九四九号 昭和四十一年六月十五日受理

東京都豊玉北にトルコ風呂設置反対に関する請願
請願者 東京都練馬区豊玉北五ノ一八 鬼 頭代子外二百十三名

紹介議員 山高しげり君

この請願の趣旨は、第二七九六号と同じである。

第二九五〇号 昭和四十一年六月十五日受理

東京都豊玉北にトルコ風呂設置反対に関する請願
請願者 東京都練馬区豊玉北五ノ一四 鈴 木孝子外六十九名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第二七九六号と同じである。

第二九五二号 昭和四十一年六月十五日受理

東京都豊玉北にトルコ風呂設置反対に関する請願
請願者 東京都練馬区豊玉北五ノ七 古谷 勝美外七十三名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第二七九六号と同じである。

第二九五二号 昭和四十一年六月十五日受理

東京都豊玉北にトルコ風呂設置反対に関する請願
請願者 東京都練馬区豊玉北五ノ七 古谷 勝美外七十三名

第二九七八号 昭和四十一年六月十六日受理
東京都豊玉北にトルコ風呂設置反対に関する請願
請願者 東京都練馬区豊玉北二ノ一九 島田智恵子外十九名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第二七九六号と同じである。

第二九八八号 昭和四十一年六月十七日受理
東京都豊玉北にトルコ風呂設置反対に関する請願

請願者 東京都練馬区豊玉北五ノ三 神山操外百五十名

紹介議員 山高しげり君

この請願の趣旨は、第二七九六号と同じである。

第二九九九号 昭和四十一年六月十七日受理
東京都豊玉北にトルコ風呂設置反対に関する請願

請願者 東京都練馬区豊玉北五ノ二三 遠山正男外四百七十四名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第二七九六号と同じである。

第三〇四〇号 昭和四十一年六月十八日受理
東京都豊玉北にトルコ風呂設置反対に関する請願

請願者 東京都練馬区豊玉北五ノ一四 永井達雄外百七十二名

紹介議員 山高しげり君

この請願の趣旨は、第二七九六号と同じである。

第三二〇四号 昭和四十一年六月二十日受理
東京都豊玉北にトルコ風呂設置反対に関する請願

請願者 東京都練馬区豊玉北五ノ一五 山本隆治外三百七十一名

紹介議員 山高しげり君

この請願の趣旨は、第二七九六号と同じである。

第二九四三号 昭和四十一年六月十五日受理
消火弾を簡易消火器具として規定するの請願

請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷五ノ一五社 団法人全国消火弾工業会内 笠井ひさ外一名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二九五三三号 昭和四十一年六月十五日受理
消火弾を簡易消火器具として規定するの請願

請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷五ノ一五社 団法人全国消火弾工業会内 三浦安雄外一名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二九八一号 昭和四十一年六月十六日受理
消火弾を簡易消火器具として規定するの請願

請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷五ノ一五社 団法人全国消火弾工業会内 三矢和二郎外一名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二九四四号 昭和四十一年六月十五日受理
家庭用消火器具規制に関する請願

請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷五ノ一五社 団法人全国消火弾工業会内 笠井ひさ外一名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二九五四四号 昭和四十一年六月十五日受理
家庭用消火器具規制に関する請願

請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷五ノ一五社 団法人全国消火弾工業会内 三浦安雄外一名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第二九八二二号 昭和四十一年六月十六日受理
家庭用消火器具規制に関する請願

請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷五ノ一五社 団法人全国消火弾工業会内 三矢和二郎外一名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第三〇三三三三号 昭和四十一年六月十八日受理
家庭用消火器具規制に関する請願

請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷五ノ一五社 団法人全国消火弾工業会内 阿竹泰次郎外一名

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第二二九七号と同じである。

第三〇一一号 昭和四十一年六月十七日受理
東京都二十三区区長の公選制復活及び自治権拡充に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋西国四八 山本真一外二十二名

紹介議員 草葉 隆圓君

特別区の自治権拡充のため、すみやかに左記事項の実現を図らねばならぬ。

一、区長公選制の復活。

二、昭和三十七年十月一日に地方制度調査会が、内閣総理大臣に答申した内で法改正がされなかつた保健所の残りの事務を移管すること。

三、公営住宅の管理を移管すること。

四、東京都から特別区にいまだに移管されていない授産所の事務を至急に移管すること。

五、都職員を特別区に配属する制度を廃止して、特別区に勤務する全職員の人事権を区長に持たせること。

六、国会で決定することになっている清掃事務所の移管時期を早急に決定すること。

七、以上の移管事務に対する財政措置を図ること。

八、その他指定都市なみの権能を付与すること。

理由

特別区は六大大市を除く他の市町村に比し、すべての点で規模が大きいのに、その市町村は完全自治の普通地方公共団体であり、特別区は制限自治の特別地方公共団体であるということに対して大いに疑問をいだいている。それにもかかわらず特別区はその後地方自治法が改正されるたびごとに事務処理並びに課税等の権限が逐次縮小され、昭和二十七年には、特別区の自治の根幹である区長の公選制が剝奪され、区議会が都知事の同意を得て区長を選任することとなった。

東京都は、マンモス都市として行政の行詰りを訴えられていたが、二十三区の議会としても、この行政の行詰りをいつまでも放任しておくことができず、また、二十三区が単なる一体性であるという点で、東京都の支配下におく行政では、九百万人に近い区住民の福祉を増進することがむずかしいという理由から、昭和三十六年五月に特別区の自治権拡充に関する「首都行政制度の構想」を取りまとめ、これが実現をはかつてきた。その結果、昭和四十年四月一日から、福祉事務、土木事務、建築事務並びに保健所事務の一部等が都から特別区に移管されたが、自治権拡充の目的であつた「区長公選制の復活」が実現されなかつたので、更に強力に特別区の自治権拡充運動が起つた。日本の人口の割に近い人口を有する二十三区に自治権が付与されず区長公選制がいまだに実現されないことは遺憾なことである。

第三〇六七号 昭和四十一年六月二十日受理
自動車税、軽自動車税軽減に関する請願

請願者 東京都港区芝高輪南町六六社 団法人日本自動車連盟会長 浅原源七 外四十七名

紹介議員 木村 睦男君

自動車税並びに軽自動車税については、昭和四十三年三月三十一日本院地方行政委員会における本件附帯決議に基づき、これがすみやかな軽減を図るとともに、自動車関係諸税の合理化についても善処されたい。

理由

一、昭和四十年年度から実施された自家用乗用車に対する自動車税並びに軽自動車税の五割引上げは、自動車が国民大衆の足として生活上の必需品となつている現実を無視し、健全なモータリゼーションの発展を阻害する。

二、一般諸税の引下げにもかかわらず、自家用自動車に対する自動車税五割引上げは、はなはだかこくな措置であり、自家用車所有者の約八十パーセントが中小企業者並びに社会中堅層をなす個人であるという現実の直視を欠いたものである。

三、自動車に関する税制の性格があいまいであるため、税負担に公平を欠き、二重課税になつて

いる。

四、自動車税、軽自動車税の合理化を図るには、まず税の性格を明確にすることが先決であり、それに基づいて合理的な課税体系を確立することが必要である。本税は、他の自動車関係諸税との関係からみて資産税に限定すべきであり、道路損傷税としての部分はすべて燃料に対する税金でまかなうことがもつとも合理的であり、燃料の種類によつて税率をかえるべきではない。

第三〇八五号 昭和四十一年六月二十日受理

戦傷病者に対する地方税減免等に関する請願

請願者 徳島市佐古七番町六ノ一 四徳島県

傷痍軍人会内 新居幸男

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第二二六五号と同じである。

昭和四十一年六月二十九日印刷

昭和四十一年六月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局